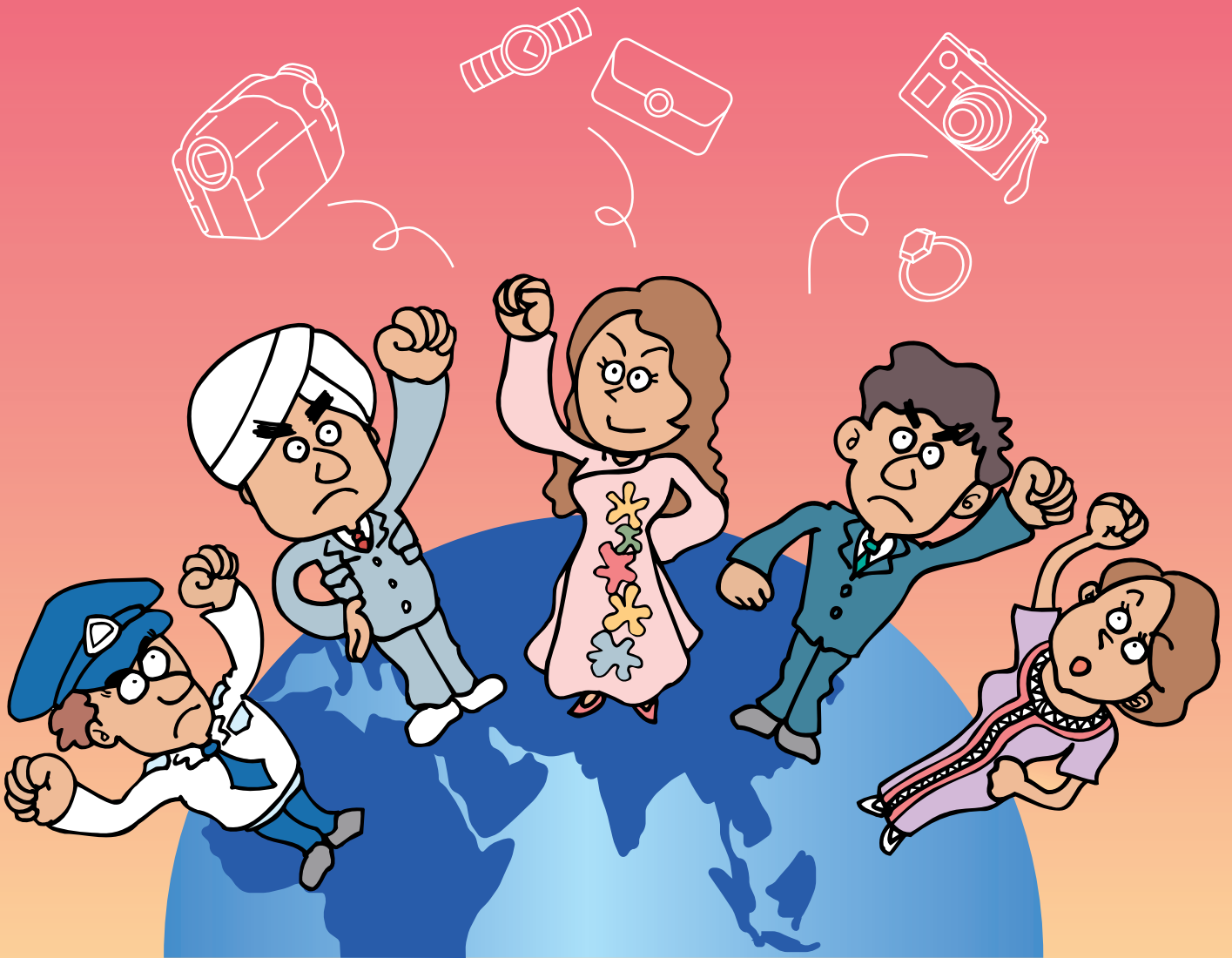


JETRO

特許庁委託事業

アセアン・インド知財保護 ハンドブック



この1冊で、制度運用早わかり

フィリピン・ベトナム・タイ・マレーシア・シンガポール・インドネシア・インド

はじめに

日本とアジア地域との経済相互関係の深まりの中で、今後も日本企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれています。日本企業が今後地域社会において事業を展開する前提として、知的財産権が適切に保護されることが不可欠です。

開発途上国における知的財産権制度はWTO・TRIPS協定の成立、経済連携協定の締結推進などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されています。また、制度が存在しても運用面、特に法執行が適切になされていないため、一般的な投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア地域では、日本企業のニセモノ被害が多発しており、真正品の市場シェア及びブランドイメージに悪影響を及ぼすことも、少なくありません。しかしながら、ニセモノ対策に関する情報は少なく、中国以外のアジア各国に知的財産専門の駐在員を配置している企業も少ないのが現状です。

こうした状況下、ジェトロは特許庁の委託により、アセアン・インド地域で知的財産を保護するために必要な最小限の情報を、各国早見表や成功事例を交えて紹介する「アセアン・インド知財保護ハンドブック」を作成する運びとなりました。本冊子を皆様の同地域におけるニセモノ対策にお役立て頂ければ幸いです。

2007年8月

日本貿易振興機構 知的財産課

目次

第1章 今、何が起きているのか？

P.3

第1章

第2章 まずは権利を取得しよう

P.13

第2章

第3章 ニセモノが出てしまったら？

P.39

第3章

第4章 成功事例に学ぼう

P.57

第4章

第5章 困ったときは？

P.69

第5章



第 1 章

今、何が起きているのか？

アセアン・インド地域の知的財産をめぐる状況

P.4

各国別 知的財産をめぐる状況

P.8

1 フィリピン

P.8

2 ベトナム

P.8

3 タイ

P.9

4 マレーシア

P.10

5 シンガポール

P.10

6 インドネシア

P.11

7 インド

P.12



対策の一步は
現状把握から。

この章では、アセアン・
インド地域と各国の
知的財産をめぐる状況を、
概観してみましょう。



アセアン・インド地域の知的財産をめぐる状況

本冊子で扱う7カ国は、いずれもWTO加盟国であり、TRIPS協定に依拠する知的財産権保護に適合した法律を備えている。中には近年、新法制定や法改正を行い、権利者のニーズに応じて、顕在化している知財問題の解決に向けて積極的に対策をとっている国もある。特に商標権と著作権の侵害については、水際措置に加えて、7カ国全てで民事訴訟ならびに刑事訴訟による救済措置を設けている。

各国が採用する法体制は多種多様である。制定法の規定もあればコモンローの規定もあり、その両方が混在している国もあるため、権利行使の際は注意が必要となる。ただし、7カ国全てで、権利侵害に対する何らかの救済措置を整備している点は共通している。しかし、法律上に救済措置が規定されていても、各国では現状のところ、ニセモノが蔓延している。不正競争防止法のように不正行為を広く規制する法制度が未整備であるとか、制定された法律の運用が不十分であるという問題が、指摘されている。

各国における知的財産権の登録件数は、概ね増加傾向にある。知的財産の保護を受けるには、まず権利の登録が必要であるとの認識が深まっていると推察される。しかし、法執行については課題が残っており、手早く利益を得られるニセモノ取引が、近い将来に無くなることは難しいと考えられている。

各国別法制度・加入条約

(2007年2月現在)

		フィリピン	ベトナム	タイ	マレーシア	シンガポール	インドネシア	インド
国内法	特許法	○	○	○	○	○	○	○
	実用新案法（小特許）	○	○	○	○	×	○	×
	意匠法（デザイン特許）	○	○	○	○	○	○	○
	商標法	○	○	○	○	○	○	○
	不正競争防止法	○	○	△	△	△	△	△
	著作権法	○	○	○	○	○	○	○
条約	WIPO設立条約	○	○	○	○	○	○	○
	TRIPS	○	○	○	○	○	○	○
	パリ条約	○	○	×	○	○	○	○
	特許協力条約（PCT）	○	○	×	○	○	○	○
	マドリッド・プロトコル	×	○	×	×	○	×	×
	商標法条約（TLT）	×	×	×	×	×	○	×
	ベルヌ条約	○	○	○	○	○	○	○

出所：ジェトロ作成

(注) ○印は、国内法整備済み（知財包括法の場合もあり）又は条約加盟済みを示す

(注) △印は、個別法ではなく、コモンローや他の法律によって一部保護されていることを示す

(注) ×印は、国内法未整備又は条約未加盟を示す

各国産業財産権所轄官庁

国名	産業財産権所轄官庁	ウェブサイト
フィリピン	貿易産業省 知的財産庁 (IPO)	http://www.ipophil.gov.ph/
ベトナム	科学技術省 国家知的財産庁 (NOIP)	http://www.noip.gov.vn/
タイ	商務省 知的財産局(DIP)	http://www.ipthailand.org/
マレーシア	国内取引・消費者行政省 知的財産公社 (MyIPO)	http://www.mipc.gov.my/
シンガポール	司法省 知的財産庁 (IPOS)	http://www.ipos.gov.sg/
インドネシア	法務人権省 知的財産権総局 (DGIPR)	http://www.dgip.go.id/
インド	商工省 特許意匠商標総局 (CGPDTM)	http://www.ipindia.nic.in/

こうした状況下、権利侵害行為に対して法執行を行うため、特別な機関を設立したり、関係当局が連携して活動する国もみられる。しかし、円滑な法執行のためには、権利者自身が積極的に当局に協力し関与していく必要がある。

なぜなら、シンガポールを除く各国はいずれも開発途上国であり、二セモノ対策に配分可能な予算も限られており、知財問題以上に深刻で警戒を要する別の問題を抱える国も多く、二セモノ被害についての公衆の問題意識も形成途上であることが指摘されよう。

二セモノ対策にあたっては、権利者自身も市場を常に「監視」する必要がある、二セモノが発覚した場合には、当局に最善の行動を取ってもらうため、情報提供や協力を継続的に行っていくことが肝要である。

各国別法執行の概要

国		 フィリピン	 ベトナム	 タイ
侵害に対する救済手段	特許権	行政、民事および刑事（再犯時）	行政、民事および刑事	民事および刑事
	意匠権	行政、民事および刑事（再犯時）	行政、民事および刑事	民事および刑事
	商標権	行政、民事および刑事	行政、民事および刑事	民事および刑事
	著作権	行政、民事および刑事	行政、民事および刑事	民事および刑事（和解可）
権利執行機関とその対象	知的財産権庁	知的財産庁（IPO）法務室（損害額200,000ペソ以上）		光ディスク法違反
	所管警察	国家警察（PNP）	公安（経済警察）	経済・技術犯罪取締課（ECOTECH）
	税関での差止め対象	特許権・意匠権・商標権・著作権侵害品の輸入	知的財産権侵害品の輸出入	商標権・著作権侵害品の輸入
	専門当局（適用条件）	<ul style="list-style-type: none"> 国家捜査局（NBI） オプティカル・メディア委員会（OMB）（光ディスク法違反） 貿易産業省（DTI）法務部（損害額200,000ペソ未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術省（MOST）輸入および輸出を除く製造、商業取引、販売促進、広告、および流動活動における知的財産権侵害。 市場管理局（MMB）商業取引および流動活動における知的財産権侵害。 人民委員会（MOST産業財産権特別調査官の権限を超える高額の侵害） 	法務省特別捜査局（DSI）（被害額500,000バーツ以上の事件）
知財裁判の仕組み	第一審	特別商事裁判所に指定された地裁（66箇所）	管轄裁判所および省級裁判所（経済裁判）	中央知的財産・国際取引裁判所（CIPITC）
	特別裁判所	（知的財産特別裁判所構想は訴訟件数が少ないため廃案）	なし	中央知的財産・国際取引裁判所 最高裁判所にも知的財産室
主な模倣品・海賊版の例		医薬品、くつ、バッグ、その他皮革製品、自動車部品、電気製品、時計、衣料品、CD・DVD、ソフトウェア	医薬品、装飾用品、二輪車・部品、機械部品、家電品、CD・DVD、ソフトウェア	自動車・二輪部品、医薬品、消耗品、ブランド品、CD・DVDなど

 マレーシア	 シンガポール	 インドネシア	 インド
民事	民事	民事および刑事	民事
民事	民事	民事および刑事	民事
民事および刑事	民事および刑事	民事および刑事	民事および刑事
民事および刑事	民事および刑事	民事および刑事	民事および刑事
		専門家証人としての意見	商標権侵害事件のとき、登録官が警察に意見
警部以上の警察官	犯罪捜査課知的財産権ユニット	国家警察、州警察、県警察、都市警察	地方警察
商標権・著作権侵害品の輸入	商標権・著作権侵害品の輸入	商標権・著作権侵害品の輸入	特許権・意匠権・商標権・著作権・地理的表示侵害品の輸入
国内取引消費者行政省 (MDTCA) (取引表示法・著作権法違反の事件)			
以下の知財管轄裁判所 高等裁判所 (民事及び取引表示法違反の刑事) 地方裁判所 (上記以外)	訴額が250,000シンガポールドルを超える事件は高等裁判所、それ以下の事件はシンガポール地区裁判所 (特許・意匠・商標に関する事件は高等裁判所専属)	地方裁判所 (刑事) 商務裁判所 (民事)	地方裁判所 (高等裁判所の場合もあり)
15地裁及び6高裁が知財管轄裁判所に指定	高等裁判所に知財専属部門	なし	なし
電子機器、医薬品、衣料品、化粧品、ブランド品、CD・DVD	携帯電話および付属品、化粧品、工業製品、自動車部品、CD・DVD、ソフトウェア	自動車・二輪部品、化粧品、衣料品、日用品、ソフトウェア、CD・DVD、コンピュータ製品	日用品、事務用品、衣料品、電気製品、CD・DVD

出所：各種資料を参考にジェトロまとめ

各国別 知的財産をめぐる状況

1 フィリピン



CD・DVD、ソフトウェア、医薬品、皮革製品(靴・かばん等)、セメント、自動車部品、電気製品、飲料、玩具、化粧品、時計、衣類等、多くの商品分野でニセモノが出回っている。ニセモノの販路も、大規模なデパートからスーパー、ショッピングモール、さらには専門店や「蚤の市」といった露店まで、多岐に渡る。

フィリピンの法律は、知的財産権侵害行為に対する各種救済措置を定めているが、効率的な執行には問題が残る。例えば、商標権侵害や不正競争に関する事件の訴訟には、極端に長い時間を要し、単純な事件についても、通常2年から3年かかる。第一審裁判所の判決から控訴裁判所の判決までにはさらに3年間を要し、最高裁判所への上訴にも同様の時間がかかるため、費用対効果の低さが指摘されるところである。更に、当局におけるニセモノ被害への問題意識の形成も十分とはいえない。

しかしながら、過去に知的財産権者が積極的に行動し、問題解決につなげた事例もある(第4章参照)。権利行使にあたっては、制度運用についての十分な知識、現地執行当局との連携、そして訴訟提起までのアプローチが鍵となる。

海賊版対策については、アメリカ通商代表部(USTR)が2006年2月、フィリピンをスペシャル301条に基づく「優先監視国」指定から「監視国」に引き下げたと発表した。これは、2005年、フィリピンが海賊版CD・DVDについて、特別法の執行を強化したためである。加えてフィリピン当局は、ニセモノを販売する小売店を一斉検挙した。このように、政府の対応には大きな改善が見られるものの、知的財産の安定的かつ効果的保護には、いまだ多くの課題が残っている。

2 ベトナム



近年、知的財産権保護の法的枠組みの改善に多くの努力を払ってきた。2007年1月のWTO加盟に伴い、今では原則的にTRIPS協定に依拠した法制度を確立している。しかし、国民の意識や執行官の経験は必ずしも十分とはいえず、ニセモノ問題は依然として深刻である。

議会は2005年11月、知的財産法(2006年7月施行)の法案を通過させた。同法に続いて、政府はそのガイドラインである登録手続および法執行に関する政令を公布した。さらに、同法に加えて、競争法および民事訴訟法の規定が、知財関連の不正競争や知財訴訟に関する実質的な補足規則となっている。このように、ベトナムは現在、知的財産権の保護に十分な法的基盤を整え、TRIPS協定が課す最低限基準の義務の履行に努めている。

しかし現実には、ニセモノの量が減少する兆候は見当たらない。知的財産法は、知的財産権侵害品を2種類に分類し、真正品と同一もしくはほぼ同一の商標権・著作権侵害品と、それ以外の知的財産権侵害品とに区別している。前者については中国等からの輸入が多いが、後者はベトナム

ム企業が製造するケースも多数見られる。こうした現地企業の多くは、ニセモノ問題に知見や経験が無く無意識に侵害を行っているが、例えば製薬業界などでは、消費者の理解不足を利用して故意に侵害品を市場へ出す悪質な企業もみられるという。ニセモノ問題に対する公衆啓発が重要である。

低収入のため安価な商品に向かう消費性向や、路上で簡単に入手出来ることも、ニセモノの氾濫を後押ししている。

現行法でも権利行使は可能だが、ニセモノの取り締まりや抑止には十分とはいえない。

知財法を施行するための政令では、摘発された知的財産権侵害品の価格の5倍を上限とする罰金を、初めて定めた。しかし刑事罰は、多くのニセモノが組織単位で製造されるのにもかかわらず、個人に対してのみ適用される。さらに、これまであまり知財事件を扱ってこなかった裁判官や税関職員などの知識と経験不足も、大きな課題の一つである。

現時点ではまだ、知的財産保護に関する法令全てが完全に整備されたとはいえない。しかし、知的財産法の中で知的財産保護に関する各機関の職責が明確に定められたことは大きな進展であり、今後、知的財産権がより効率的に保護されるものと期待される。

3 タイ



タイでは、遊び心でニセモノを買う外国人観光客を含めて需要が高いことから、ニセモノ産業が盛んである。

ニセモノは全国規模で氾濫しているが、入手可能な商品は場所により異なる。衣類、CD・DVD、ソフトウェア、時計、ブランド品等は通常、歓楽街やショッピングセンター周辺で多く見られ、自動車の補修部品、電子部品、機械部品等の実用品は、郊外に多い。

ニセモノは、国内で生産されたものと、国外からタイに輸入されたものに大別できる。国内では、小規模業者が商品や部品に模倣商標を付したり、大規模業者がより高度な機械や先進技術を使用して生産したりしている。こうした製造業者は、大量のニセモノを生産することで多くの利益を得ることができ、時の経過に伴い品質や価格を上昇させている。

タイに輸入されてくるニセモノは通常、機械製品や電子製品といった、より複雑な製造工程を要するものである。これらのニセモノは、商標なしの完成品として輸入されるか（商標はのちにタイでラベル添付または押印される）、構成部品として輸入されタイで組み立てられる場合が多い。

こうした状況を改善するため、全国規模でのニセモノの大量取り締まりといった、より包括的なアプローチが進められてきた。

例えば、東南アジアで初めて設置された知的財産特別裁判所（知的財産・国際取引裁判所）では、民事・刑事・行政の知財関連事件をすべて管轄している。また、法務省の特別捜査局(DSI)が大規模の知財侵害事件を管轄し、税関も水際でのニセモノの輸入監視を強化するようになったため、ニセモノの押収総数が大幅に増加している。さらに、関係機関同士が覚書(MOU)を結んで情報交換や協同予防活動を行っており、反模倣キャンペーンなどの行政的取組も見られる。

4 マレーシア



長らくニセモノ問題に悩まされてきたが、いまだに一部の産業分野で問題となっている。出回っているニセモノとして、ソフトウェア、CD・VCD・DVD、電気製品、インクカートリッジ、時計、バッグ、プラスチック・コンテナシステム、医薬品、自動車・二輪車部品、家庭用洗剤、シャンプー、化粧品、衣類、除草剤、スポーツ用具などが挙げられる。

また、インターネットを經由した海賊版の流通が増えているため、マレーシアの取り締まり当局は警戒を強めている。特に光ディスクに関しては、国内での製造が問題化し、海賊版がアジア太平洋地域、北米、南米、ヨーロッパ等へ広く輸出されていることから、政府は取り締まりに尽力してきた。2000年には、国内の光ディスク製造者に製造許可を交付することを盛り込んだ光ディスク法を制定し、製造工場を検査する権限を当局に与えた。2003年には、政府は2002年取引表示（オリジナル・ラベル）命令を施行し、ほとんどの光ディスクに、消費者が正規版と海賊版とを見分けるのに役立つ「オリジナル・ラベル」の添付を義務づけた。これにより、オリジナル・ラベルを付していない光ディスクの販売は違法となった。また、今でも海賊版がショッピングセンターなどで公然と販売されていることから、国内取引消費者行政省は、海賊版の保管・販売・流通が行われている家屋のオーナーを訴えられるよう、著作権法の改正を検討している。

成分表示や包装に偽りがあるニセ医薬品も増えている。こうしたニセモノは、消費者にとって深刻な脅威であることから、保健省は、医薬品、さらに健康補助食品、店頭販売用パーソナルケア製品などの医薬品に貼り付ける、追跡可能なメディタグ（ホノグラム・セキュリティ装置）を導入している。

政府はこうした中、販売規制と取り締まり強化の重要性を認識し、違法行為を食い止める施策を進めている。国内取引消費者行政省の執行部は対策班を増強し、2006年12月には、国内取引消費者行政省のシャフィー・アプダル大臣が「国家知的財産政策」を制定する提案を発表し、2007年4月に策定された。また、2007年7月には、知的財産権に関する事件を管轄する特別裁判所も設立された。

5 シンガポール



政府は「知識ベースの経済」の推進を公約しており、バイオテクノロジーやIT等の分野における研究開発を含めて、知的財産の創出と開発への投資を進めている。知的財産権を高いレベルで保護するため、政府と知的財産権者双方による、法執行と公衆啓発を組み合わせたアプローチが採用されている。

知的財産法制度は近年、法改正や、2004年の米国との二国間自由貿易協定に代表される国際条約義務の履行によって、大きく改善した。特に海賊版については、厳罰化を含む改正著作権法の施行と、当局の取り締まり強化により、対策が強力に推し進められてきた。

また、コモンローの国として、法的先例としての訴訟判決に依拠することがあり、判例法が急成長する体制が発展しつつある。高等裁判所に知的財産事件の専属部門はあるが、独立機関ではないため、知的財産訴訟に特化した専門裁判所の実現が提案されている。

シンガポール経済は、高度な技術とサービスに基づく知識経済へと移行している。今後も、時代のトレンドとともに出現する新たな課題に対応するため、知的財産法を迅速に改革・整備していくことが重要と考えられている。

なお、貿易中継地としての地理的好条件を備えるシンガポールは、ニセモノ経由国であることが指摘されており、広域的視点をもった対応が求められる。

6 インドネシア



WTO加盟を契機に、知的財産関連の法律をTRIPS協定に準拠させるため大幅に改正し、知的財産権の保護を強化した。

国土は約15,000を超える島々からなり、東西約5,000kmにおよぶ。行政上は30を超える州に分割されるが、知的財産権法を含むほとんどの法律は、全国規模で統一的に施行されている。

市場では、かなり以前から、幅広い商品分野でニセモノが見つかった。入手可能なニセモノの例として、有名ブランドの衣類、ビデオCD・VCD、カセットテープ・CDのような電子・娯楽用品から工業製品、食品・飲料等まで幅広い。目が利く消費者は品質の悪いニセモノは決して買わないが、多くの人々は、品質よりも出費を抑えることに関心が高いため、ニセモノ市場が形成されているのである。

知的財産権侵害の規模は、政府や知的財産権協会の努力により、ここ数年縮小の兆しが見えている。それでもなお、侵害行為はかなりの数にのぼり、権利者を脅かし続けている。

また、ニセモノ被害は国際化している。ニセモノ取り扱い業者は、ニセモノをインドネシア国内のみならず海外へも低価格で輸出し、また海外からニセモノを輸入し国内で販売している。

政府はニセモノ対策を真剣に講じており、その一つが、2006年に大統領令によって設置された、知的財産権侵害問題に取り組む国家チームである。同チームは、政治・法務・治安調整大臣を長として、知的財産総局、警察、税関を含む関係省庁および執行機関の職員により構成されている。また現在、豊富な知識や経験をもつ知的財産執行官を、インドネシア全土のニセモノの強制捜査を実施するため配置中である。

7 インド



開発途上国の中でも著しく経済成長率が高く、知的財産の保護に熱心に取り組んでいる。

TRIPS協定に準拠した知的財産関連法があるが、法執行に関しては、特に特許権侵害や、刑事制裁を必要とする商標権・著作権侵害の場合に、課題が残っている。他方、民事訴訟については、裁判所で商標権、著作権、意匠権の侵害事件を扱う準備が十分にできており、特に商標権侵害事件に関する民事訴訟はかなりの数にのぼる。裁判所は、初期の段階で適切な差止め命令を出すことにより、知的財産権を適切に保護してきている。

インドで出願された特許の件数は2001年に約8,500件だったが、2006年には約24,500件にまで増加した。2005年には特許法が改正され、重要な変更点として、医薬品について、製法特許に加えて物質特許を認める規定が定められた。

商標登録出願件数も急激に増加している。大企業だけでなく中小企業も出願するようになったことは、数年前には見られなかった現象であり、登録商標に基づく侵害訴訟の提起により救済を受けられるメリットが、浸透してきていると考えられる。未登録商標を他者に使用された場合は、当然ながら侵害訴訟は提起できず、パッシング・オフ（詐称通用）としての取り締まりを主張することになる。パッシング・オフはコモンロー上の概念である。

著作権は、作品自体を登録しなくても知的財産権として保護される権利だが、インドには著作権の登録制度があり、登録は裁判で証拠として扱われる。訴訟件数は減少傾向にあるが、登録件数は増加傾向にあり、この現象の背景として、著作権の登録は容易であり、侵害された作品に対する賠償が、他の知的財産権の訴訟と比較すると高額かつ容易であることが考えられる。

このように、知的財産権への認識の高まりは、各制度の進展からも明らかである。しかし、ニセモノ問題が大きく改善されているわけではない。価格に敏感な市場であり、低価格商品が売れる傾向にあり、日用品、電気製品、交換部品や医薬品、タバコなどのニセモノがまだまだ多数みられる。また、権利行使にあたっては、裁判の長期化や罰則が軽いことが問題点として挙げられている。

第 2 章

まずは権利を取得しよう

各国別 権利取得の流れ

P.14

1 フィリピン P.14

2 ベトナム P.17

3 タイ P.20

4 マレーシア P.24

5 シンガポール P.28

6 インドネシア P.31

7 インド P.35

この章では、
権利取得の流れ、
出願・登録件数等を
紹介します。



注：流れ図は実体審査を中心に描かれており、その他の部分は省略されている箇所もあります。また、用語は日本の法律に沿った形で表現しています。

権利取得は、ビジネスの
安定とニセモノ対策の基本。
各国ごとに取得する
必要があります。



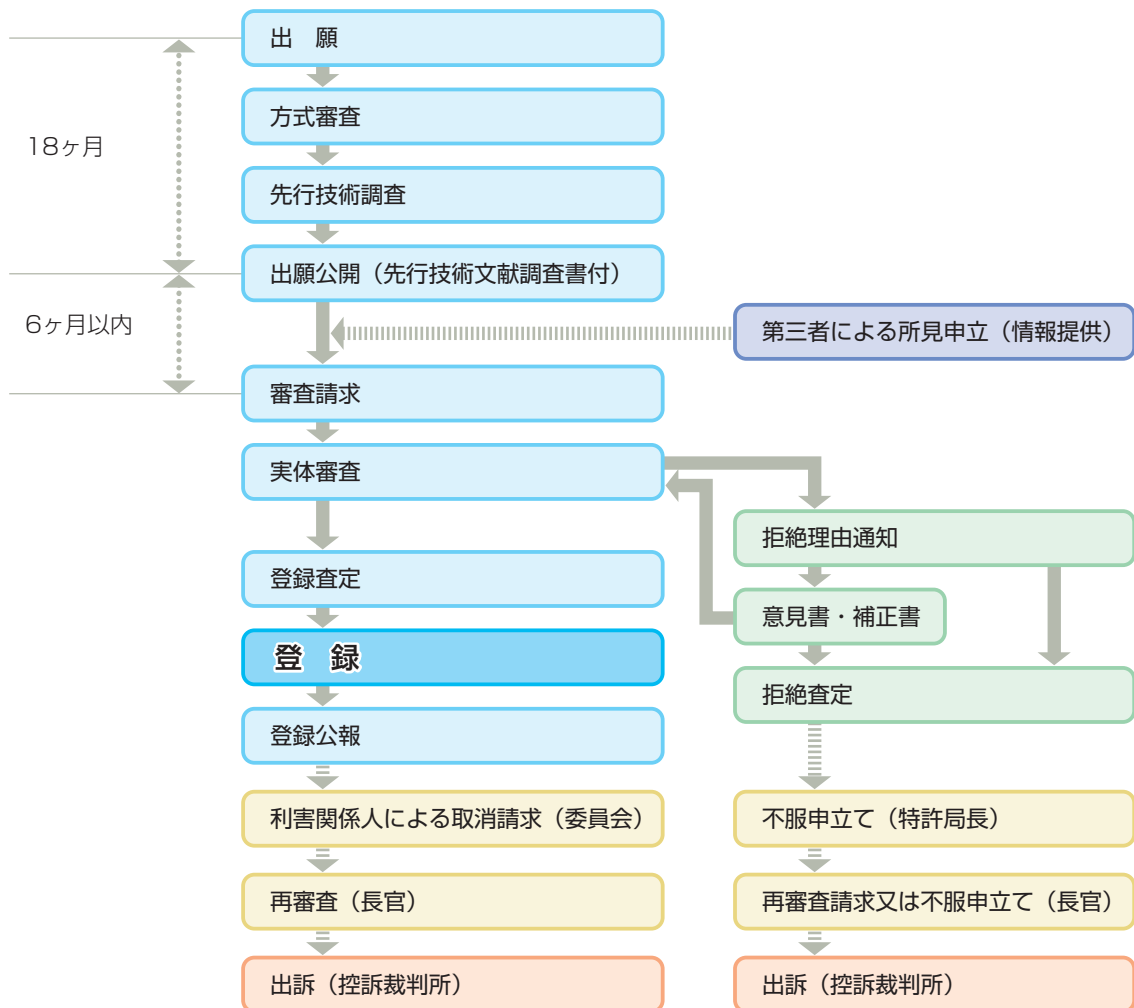
各国別 権利取得の流れ

1 フィリピン



① 特許

フィリピンにおける特許の登録出願の流れ



(注) 権利期間：出願日から20年

(注) 対応する外国出願があるときは、長官の要請に応じて関連資料を提出しなければならない。

(注) 異議申立制度無し

フィリピンにおける特許の出願、登録件数

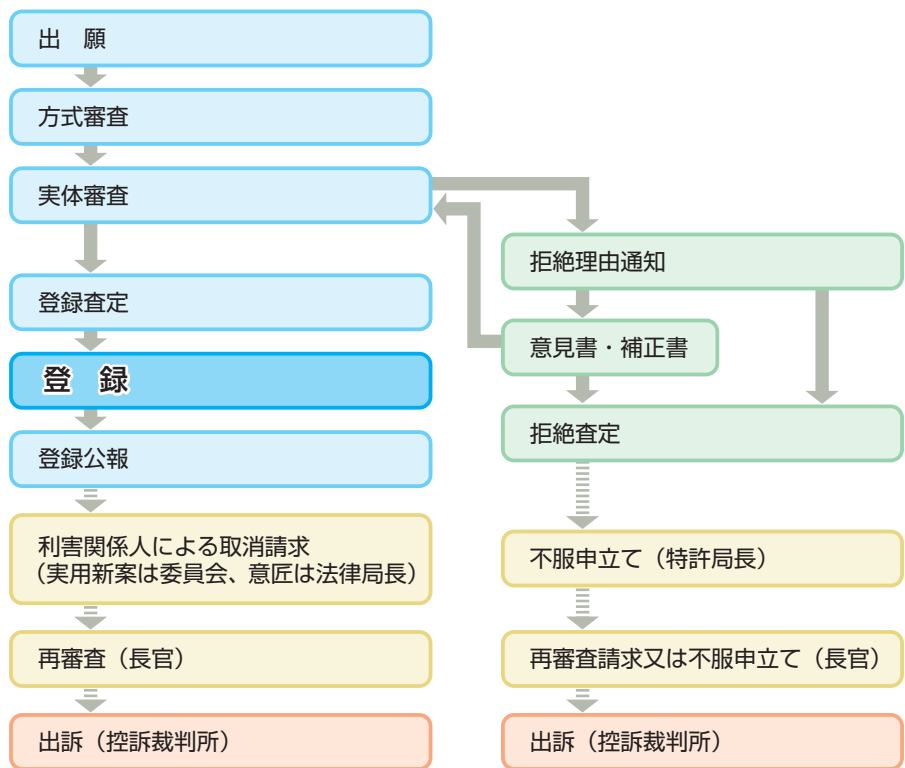
年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	2,605	854	574	570	620
登録件数	1,092	1,125	1,167	1,499	1,653

出所：知的財産庁 (IPO)

(注) PCT出願は含まず

② 実用新案、意匠

フィリピンにおける実用新案、意匠の登録出願の流れ



(注) 実用新案権の権利期間：出願日から7年

(注) 意匠権の権利期間：出願日から5年。5年ずつ2回更新可。

(注) 異議申立制度無し

フィリピンにおける実用新案の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	450	561	498	592	546
登録件数	194	475	978	660	11

出所：知的財産庁（IPO）

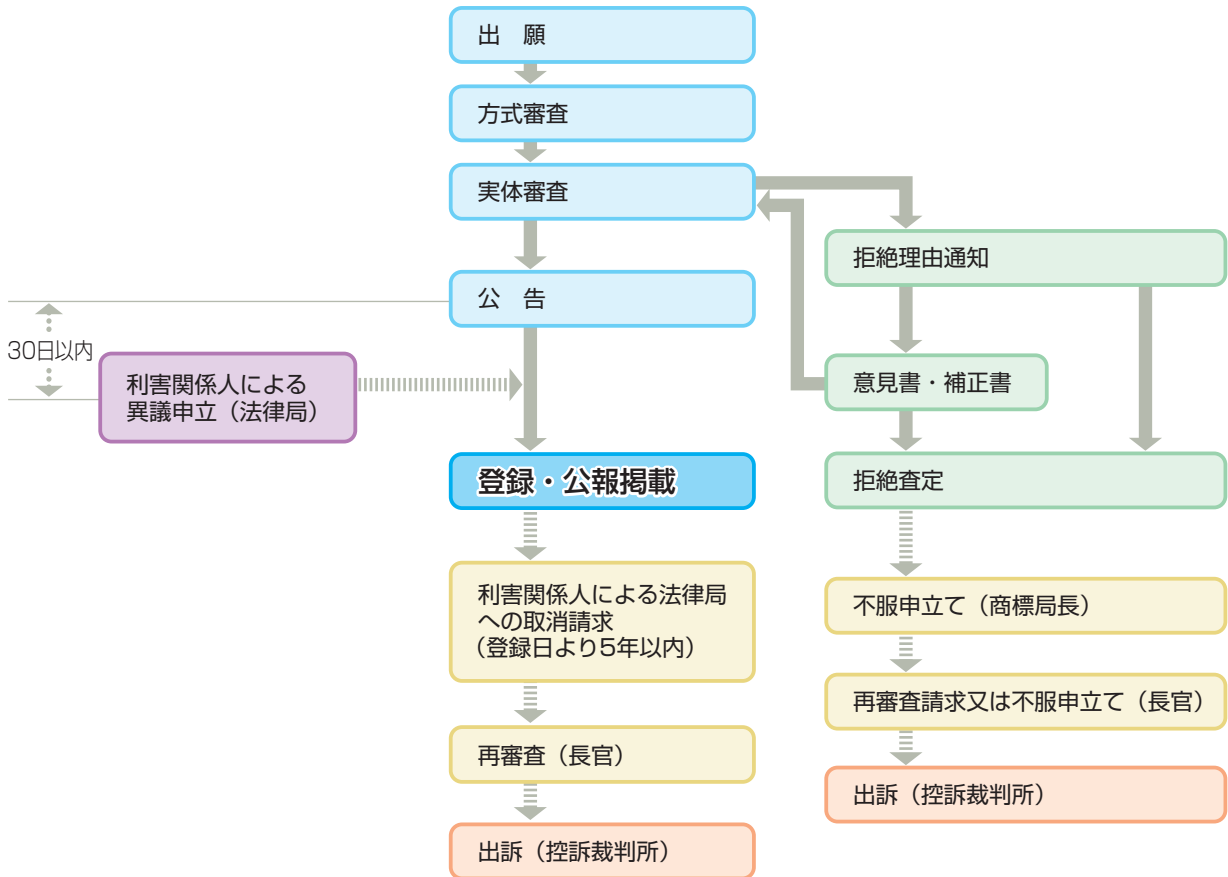
フィリピンにおける意匠の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	698	783	1,010	1,012	1,265
登録件数	393	1,668	1,874	811	2

出所：知的財産庁（IPO）

③ 商標

フィリピンにおける商標の登録出願の流れ



(注) 権利期間：出願日から10年。10年間ずつ更新可

フィリピンにおける商標の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	26,119	30,109	33,049	36,968	12,681
登録件数	19,937	23,146	17,983	23,532	9,400

出所：知的財産庁 (IPO)

④ 著作権

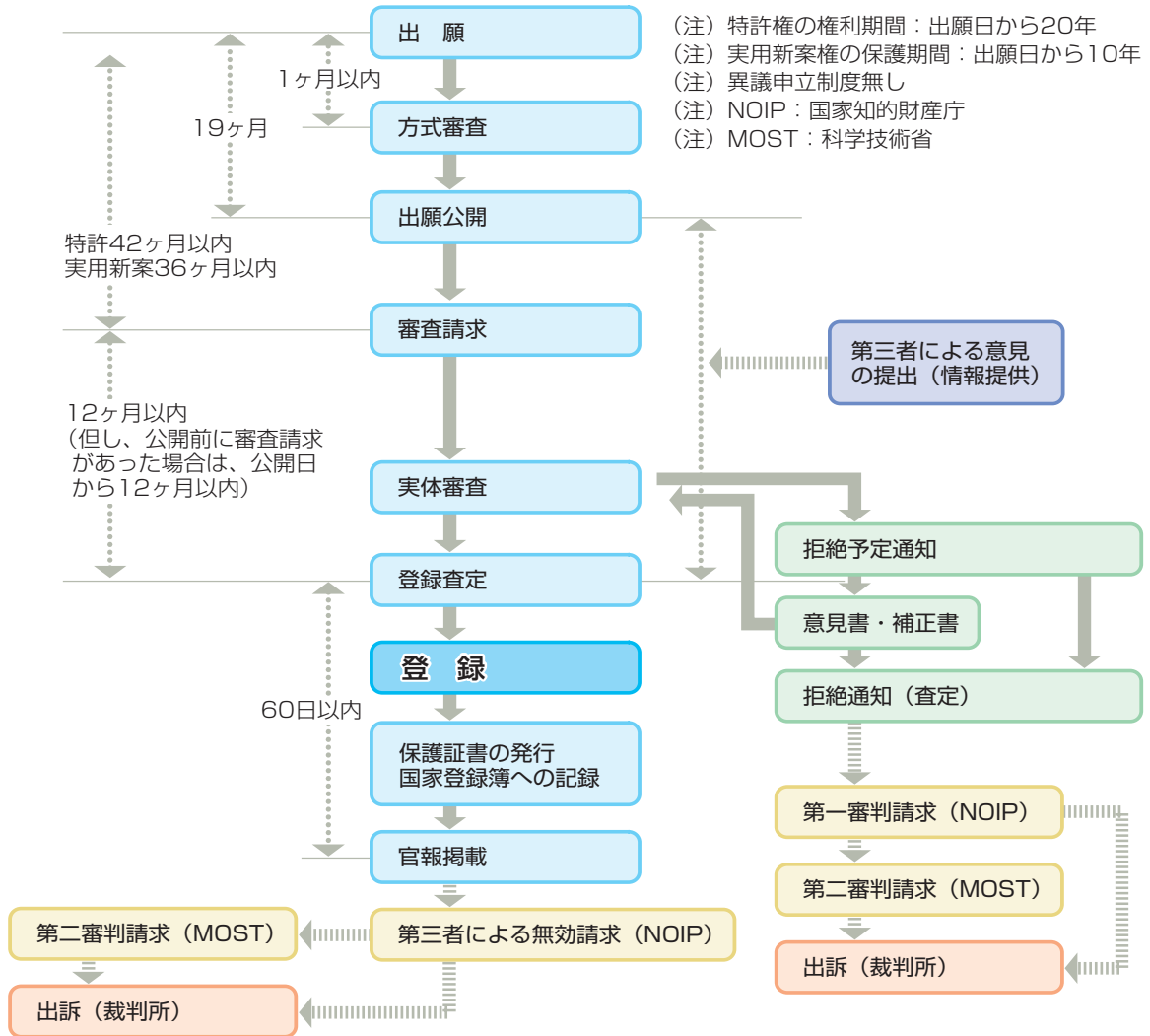
フィリピンで著作権の保護を受けるためには、登録は不要である。ただし、知的財産法は、原作品または二次的作品の著作権を有する者による最初の公表または実演の後、フィリピン国立図書館ならびに大法院図書館の両方に対して、3週間以内に完全な複製を2部登録および寄託することを求めている。寄託証明書は寄託作品について発行される。この条件を満たさない場合でも著作権の行使に影響はないが、各図書館長から書面で請求を受けた場合は、作品の小売価格を基礎とした一日当たりの罰金が課されることがある。

2 ベトナム



① 特許、実用新案

ベトナムにおける特許、実用新案の登録出願の流れ



ベトナムにおける特許の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	1,286	1,211	1,150	1,431	1,947
登録件数	783	743	774	698	668

出所：国家知的財産庁（NOIP）ウェブサイト

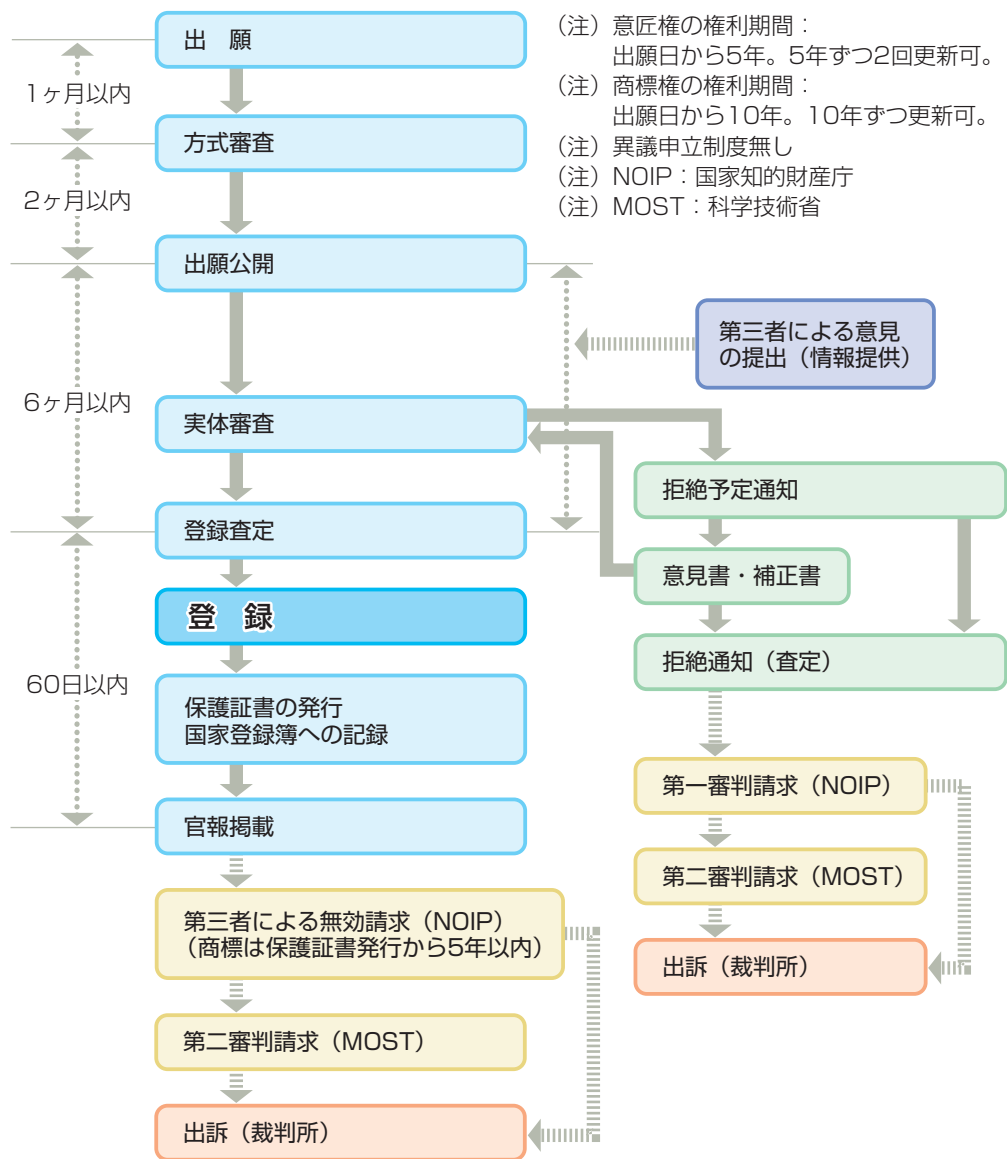
ベトナムにおける実用新案の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	1,052	830	680	972	1,335
登録件数	376	377	468	647	726

出所：国家知的財産庁（NOIP）ウェブサイト

② 意匠、商標

ベトナムにおける意匠、商標の登録出願の流れ



ベトナムにおける意匠の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	82	131	127	165	248
登録件数	26	47	55	69	74

出所：国家知的財産庁 (NOIP)

ベトナムにおける商標の出願、登録件数

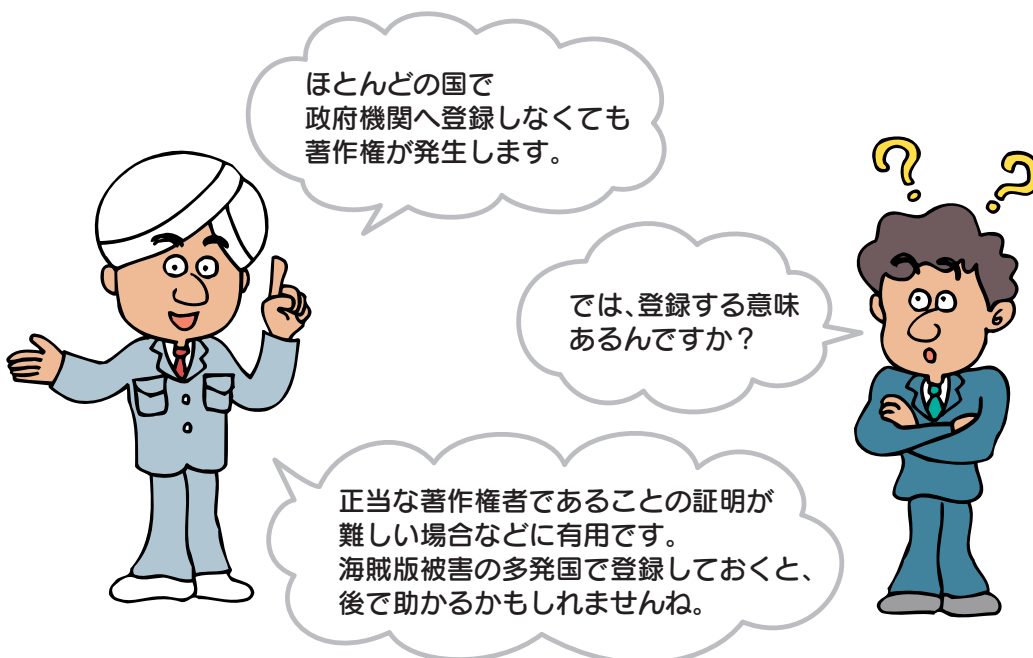
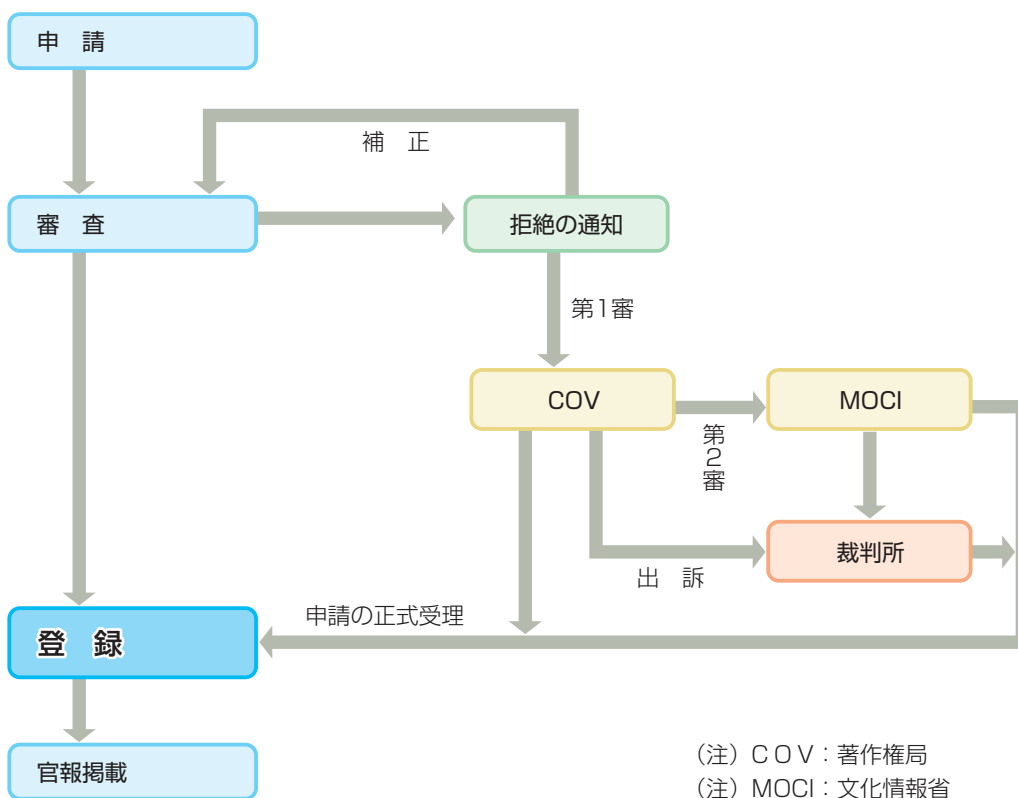
年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	6,345	8,818	12,135	14,916	18,018
登録件数	3,639	5,200	7,150	7,600	9,760

出所：国家知的財産庁 (NOIP)

③ 著作権

登録は著作権発生要件ではないが、登録証明書が発行されると所有者であることが推定される。

ベトナムにおける著作権の登録申請の流れ

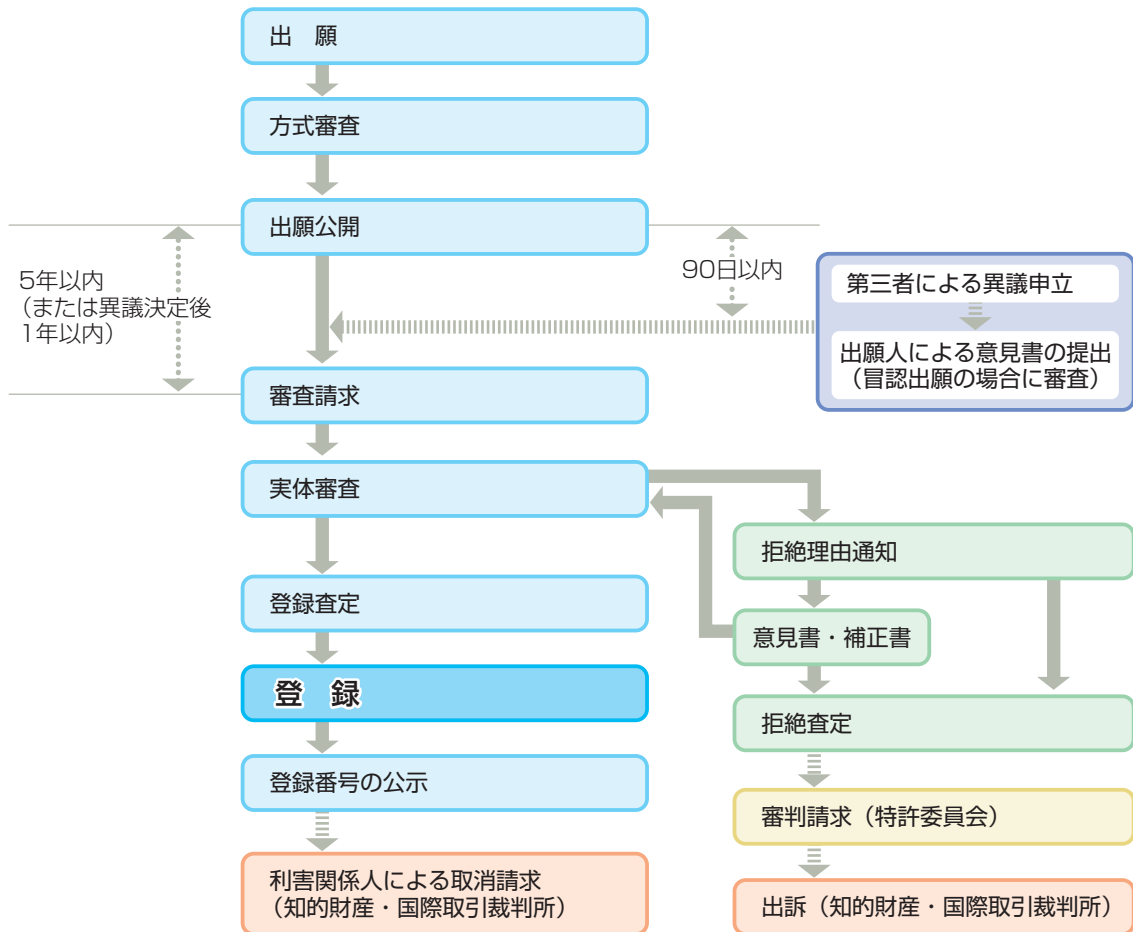


3 タイ



① 発明特許、意匠特許

タイにおける発明特許、意匠特許の登録出願の流れ



(注) 発明特許の権利期間：出願日から20年

(注) 意匠特許の権利期間：出願日から10年

(注) 対応する外国出願があるときは、その審査結果を提出しなければならない。

タイにおける発明特許の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	5,332	4,489	4,943	5,373	6,340
登録件数	796	1,102	1,006	716	553

出所：知的財産局（DIP）年次報告書2005

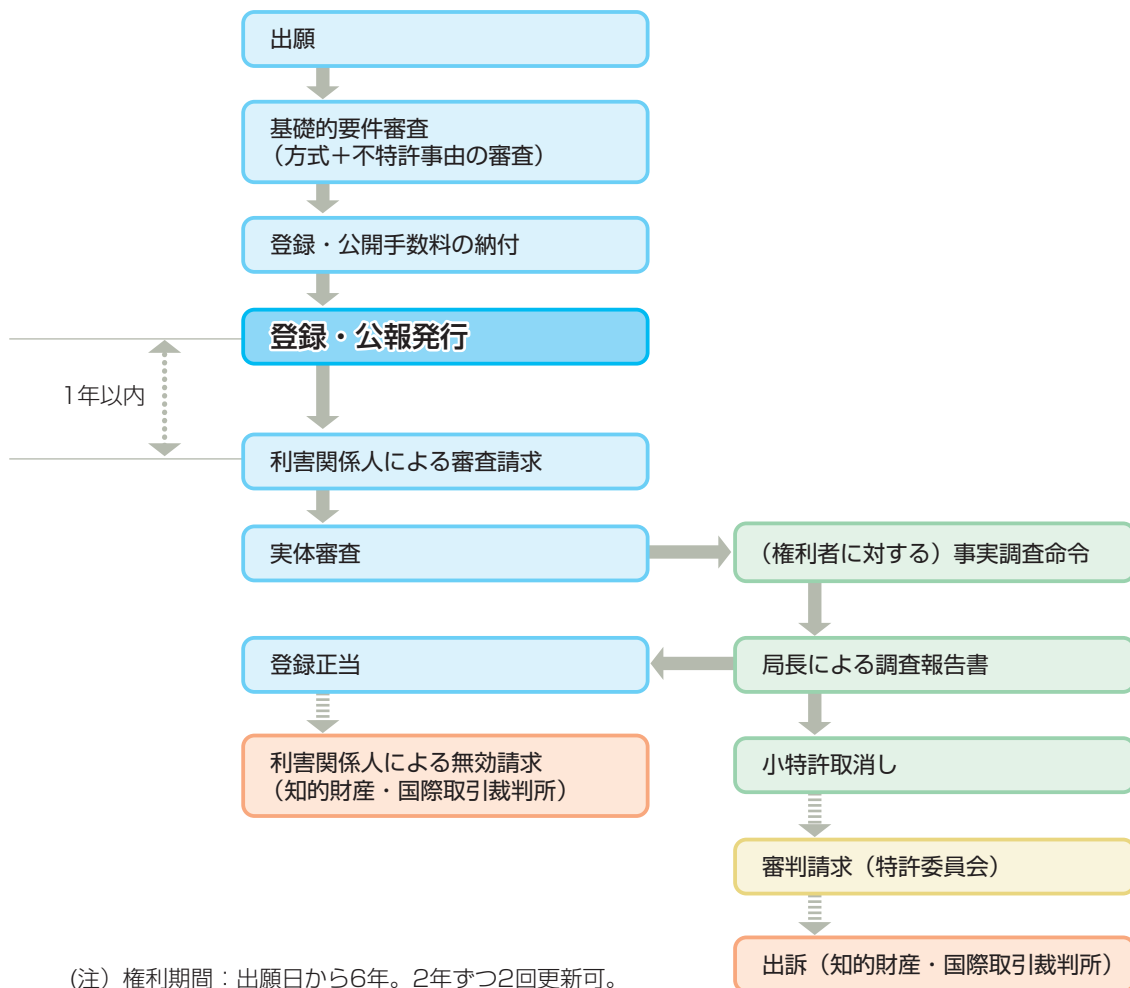
タイにおける意匠特許の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	2,662	3,237	3,631	3,569	4,545
登録件数	720	1,364	1,320	1,328	769

出所：知的財産局（DIP）年次報告書2005

② 小特許

タイにおける小特許の登録出願の流れ



タイにおける小特許の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	811	1,222	1,344	1,454	1,652
登録件数	392	389	487	392	609

出所：知的財産局（DIP）年次報告書2005



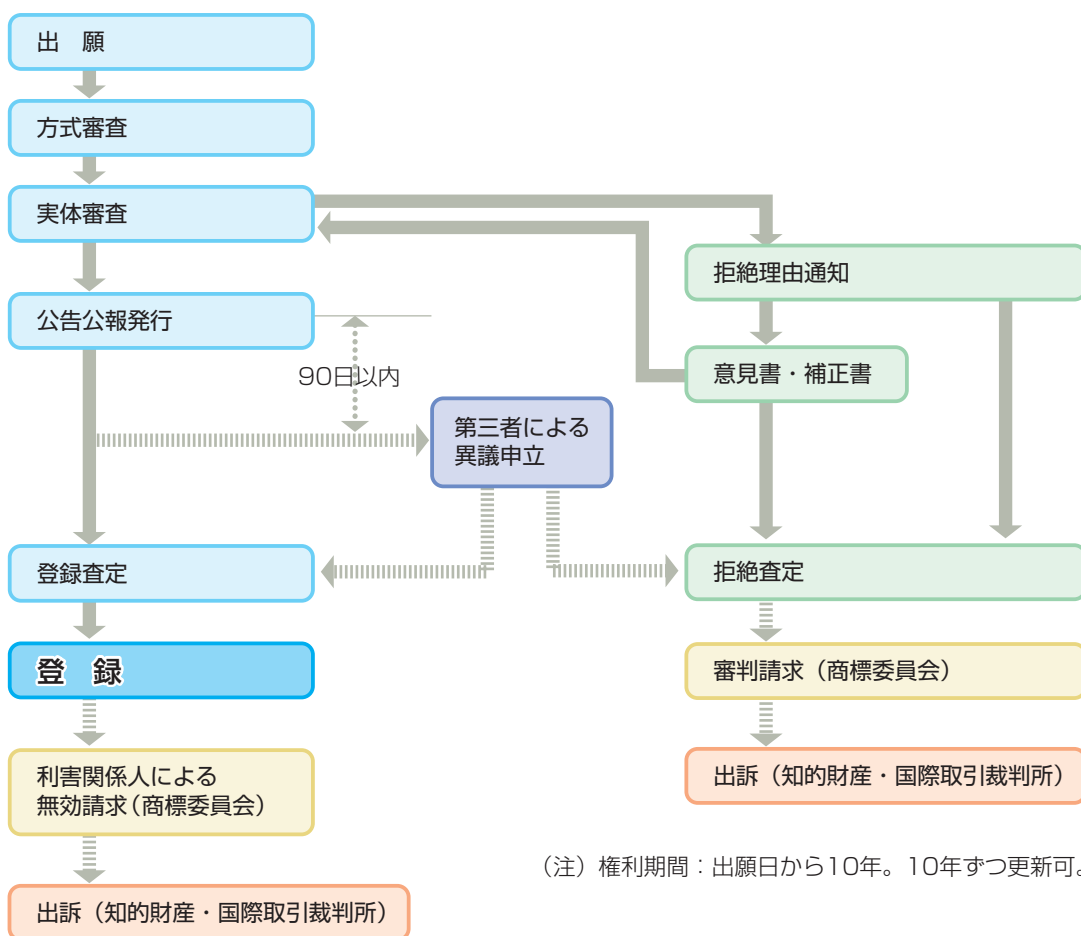
タイ商務省 知的財産局 出願窓口



タイ知的財産・国際取引裁判所

③ 商標

タイにおける商標の登録出願の流れ



タイにおける商標の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	26,119	30,109	33,049	36,968	36,423
登録件数	19,937	23,146	17,983	23,532	27,445

出所：知的財産局（DIP）年次報告書2005

④ 周知商標

政令に基づき、周知商標を知的財産局に登録することができる。（通常の商標とは異なる手続き）

タイにおける周知商標の出願、審査、登録件数

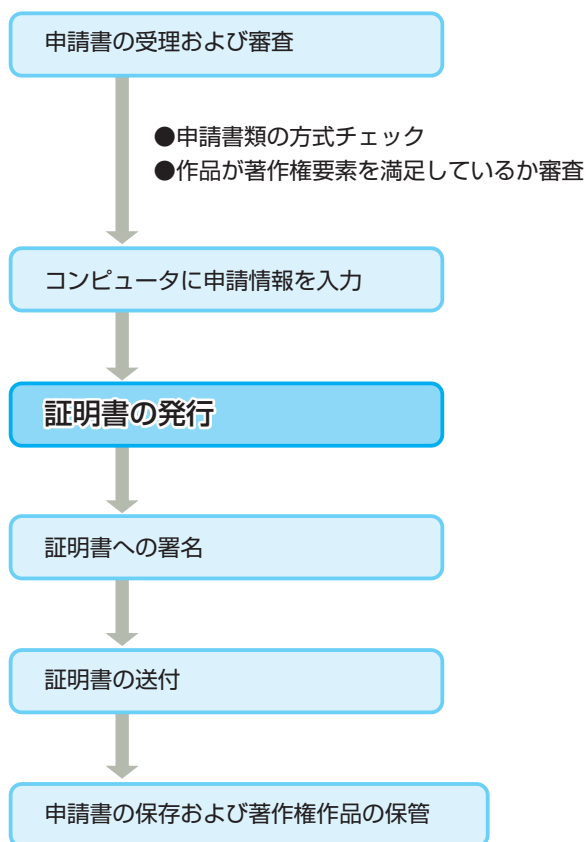
出願件数	審査件数	登録件数
138	129	40

出所：知的財産局（DIP）
（注）累計

⑤ 著作権

権利情報の通知（登録）とその証明書の発行は、著作権発生の要件ではないが、裁判所で権利情報の証拠として取り扱われる。

タイにおける著作権情報の通知・証明書発行の申請の流れ



タイにおける著作権情報の通知件数（作品分類別）

年	2001	2002	2003	2004	2005
文 学	599	837	1,074	1,128	1,598
舞 踊	17	2	3	5	3
芸 術	2,412	2,777	2,321	2,280	2,607
音 楽	6,354	8,315	12,230	15,395	15,325
視 聴 覚	156	329	361	698	575
映 画	0	0	0	195	50
音楽録音	171	164	153	595	1,757
放 送	0	64	0	0	2
そ の 他	0	226	98	122	102
計	9,709	12,714	16,240	20,418	22,019

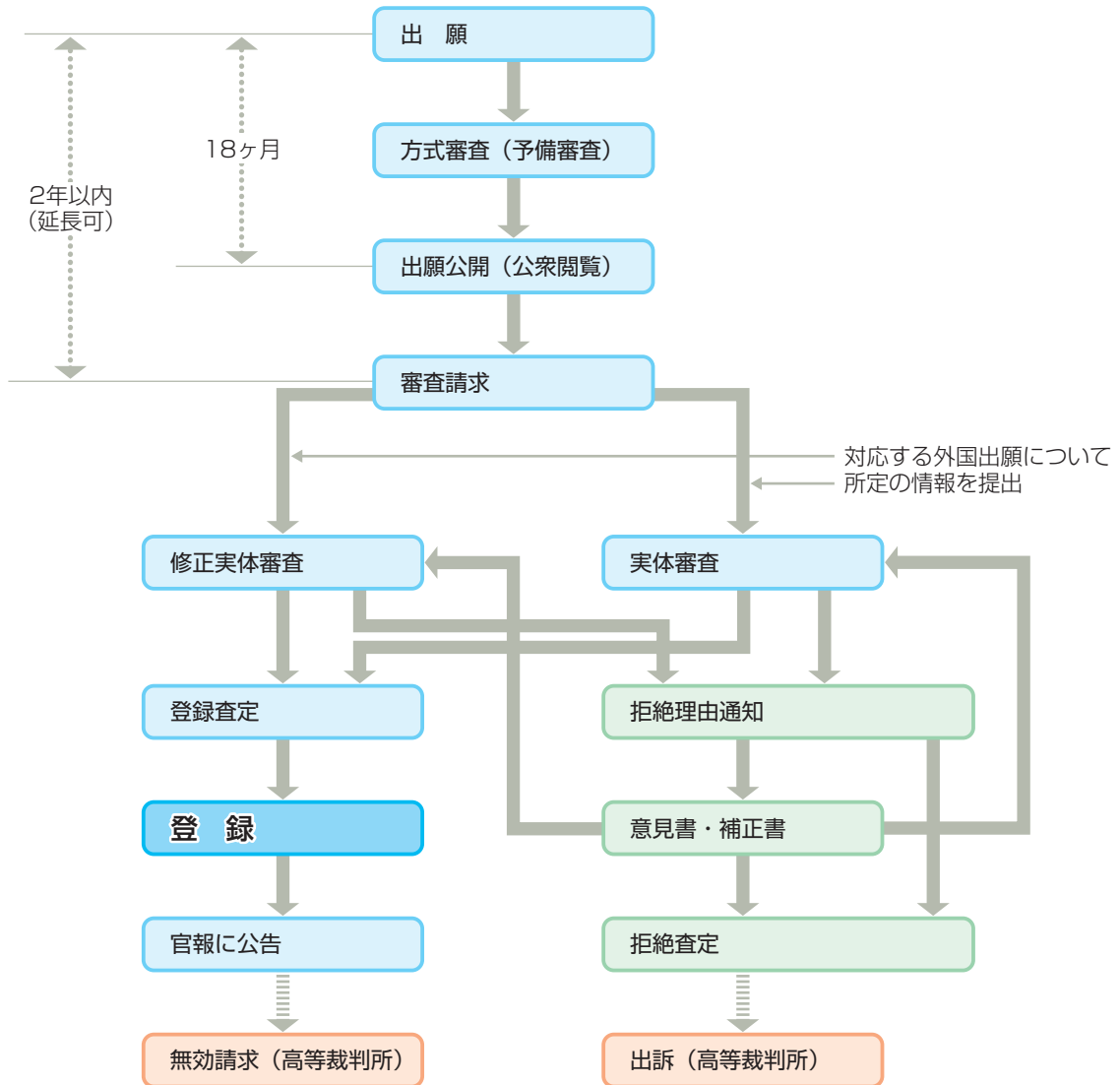
出所：知的財産局（DIP）年次報告書2005

4 マレーシア



① 特許・実用新案

マレーシアにおける特許・実用新案の登録出願の流れ



(注) 特許の権利期間：出願日から20年

(注) 実用新案の権利期間：出願日から10年 (5年の延長可)

(注) 異議申立制度無し

(注) 実体審査：知的財産公社による通常の実体審査

(注) 修正実体審査：日米欧等の特許庁により付与された関連特許がある場合、審査請求時に請求が可能な簡略化された審査。日米欧等で取得した特許と、マレーシア出願のクレームと明細書が実質的に一致している場合は、簡易な追加的審査のみで特許の付与を受けられる。

マレーシアにおける特許の出願、登録件数（出願人の内外国別）

年		2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	国内	271	322	376	522	522
	外国	5,663	4,615	4,686	4,920	5,764
	合計	5,934	4,937	5,056	5,442	6,286
登録件数	国内	18	32	31	24	37
	外国	1,452	1,460	1,547	2,323	2,471
	合計	1,470	1,492	1,578	2,347	2,508

出所：知的財産公社（MyIPO）ウェブサイト

マレーシアにおけるPCT出願受理件数

(2006年8月16日施行)

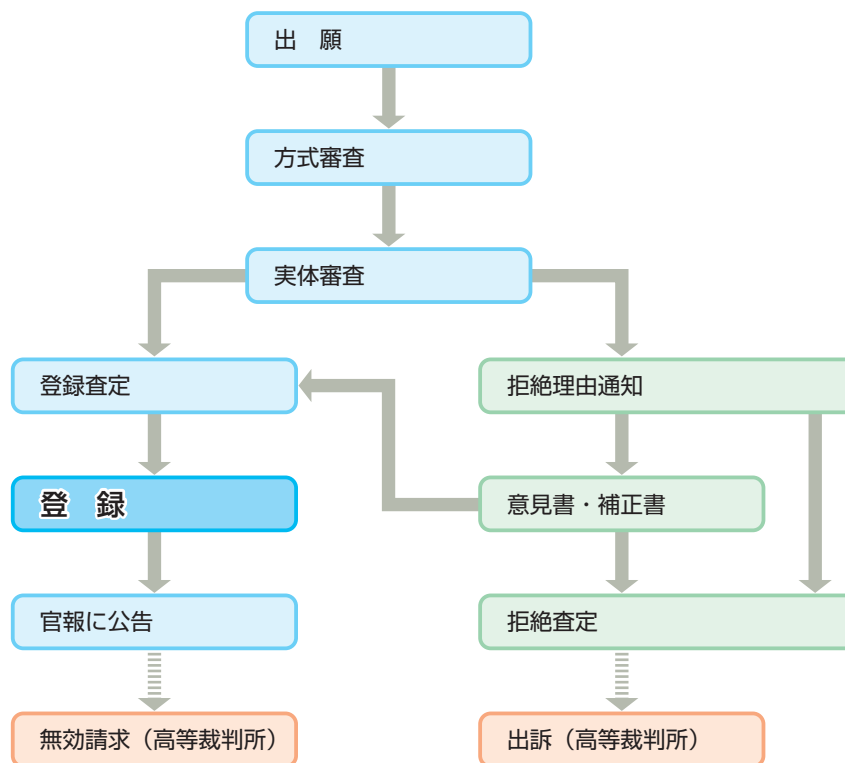
年	2006年8月16日－2006年12月
受理件数	34

出所：知的財産公社（MyIPO）ウェブサイト



② 意匠

マレーシアにおける意匠の登録出願の流れ



(注) 意匠の権利期間：出願日から5年。5年ずつ2回更新可。

(注) 異議申立制度無し

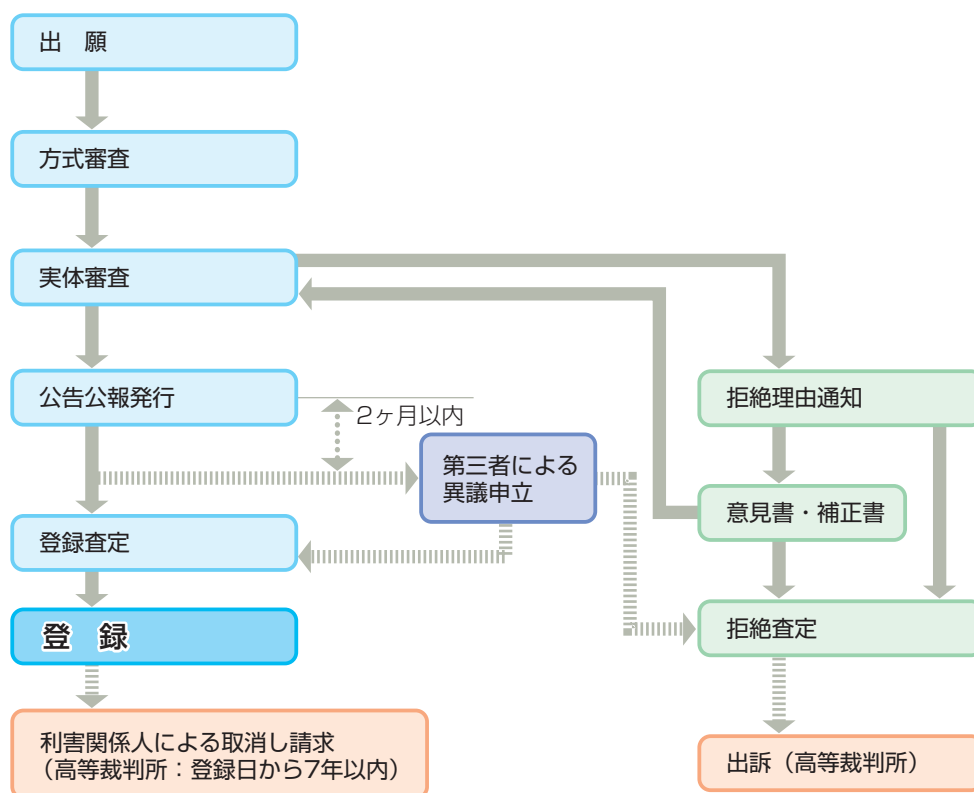
マレーシアにおける意匠の出願、登録件数 (出願人の内外国別)

年		2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	国内	324	334	337	341	449
	外国	445	489	484	596	667
	合計	769	823	821	937	1,116
登録件数	国内	144	195	434	412	207
	外国	468	305	695	461	318
	合計	612	500	1,129	873	525

出所：知的財産公社 (MyIPO) ウェブサイト

③ 商標

マレーシアにおける商標の登録出願の流れ



(注) 権利期間：出願日から10年。10年ずつ更新可。

マレーシアにおける商標の出願、登録件数 (出願人の内外国別)

年		2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	国内	6,525	7,654	8,327	10,334	10,453
	外国	10,078	8,785	9,439	10,410	11,691
	合計	16,603	16,439	17,766	20,744	22,144
登録件数	国内	1,570	4,056	3,014	3,243	3,683
	外国	5,341	7,072	9,108	8,473	7,771
	合計	6,911	11,128	12,122	11,716	11,454

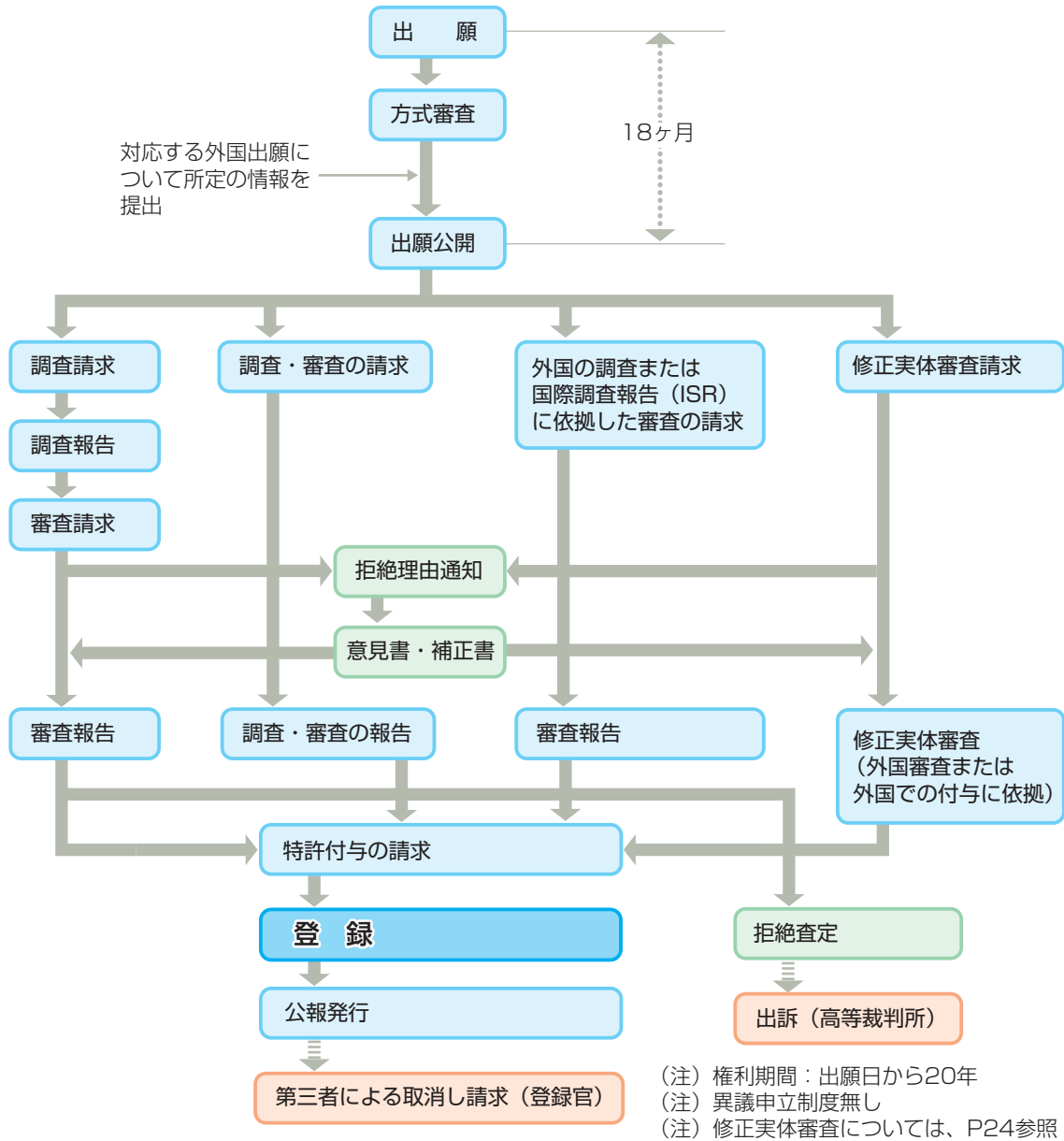
出所：知的財産公社 (MyIPO) ウェブサイト

5 シンガポール



① 特許

シンガポールにおける特許の登録出願の流れ



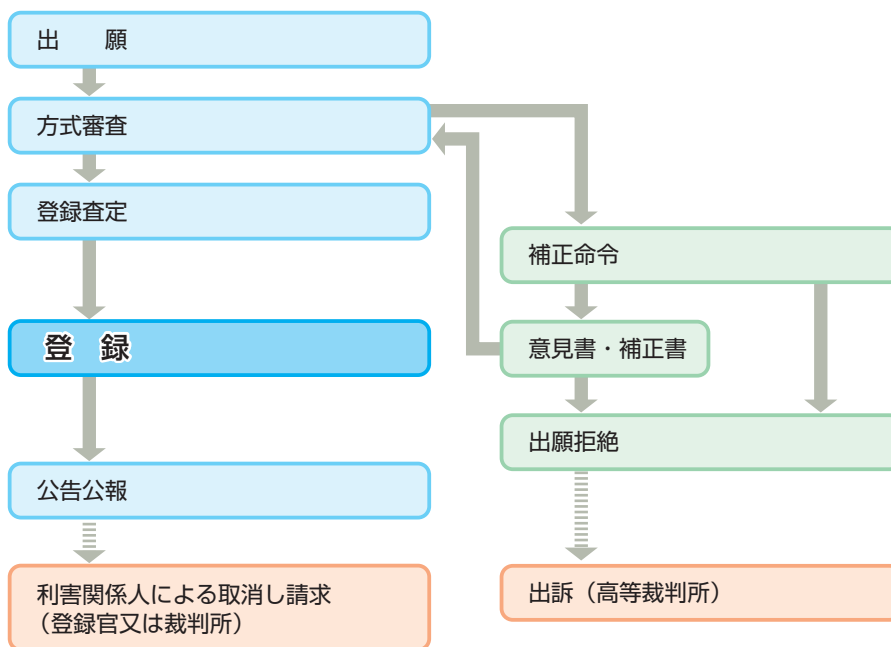
シンガポールにおける特許の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
他国から国内へ移行したPCT出願件数	5,470	5,851	5,691	5,584	6,199
国内への直接出願件数	2,663	2,219	2,217	2,367	2,406
IPOSが直接受理したPCT出願件数	266	304	299	430	436
登録件数	7,220	7,580	4,340	5,980	7,680

出所：知的財産庁 (IPOS)

② 意匠

シンガポールにおける意匠の登録出願の流れ



(注) 権利期間：出願日から5年間。5年ずつ2回更新可。

(注) 実体審査制度無し

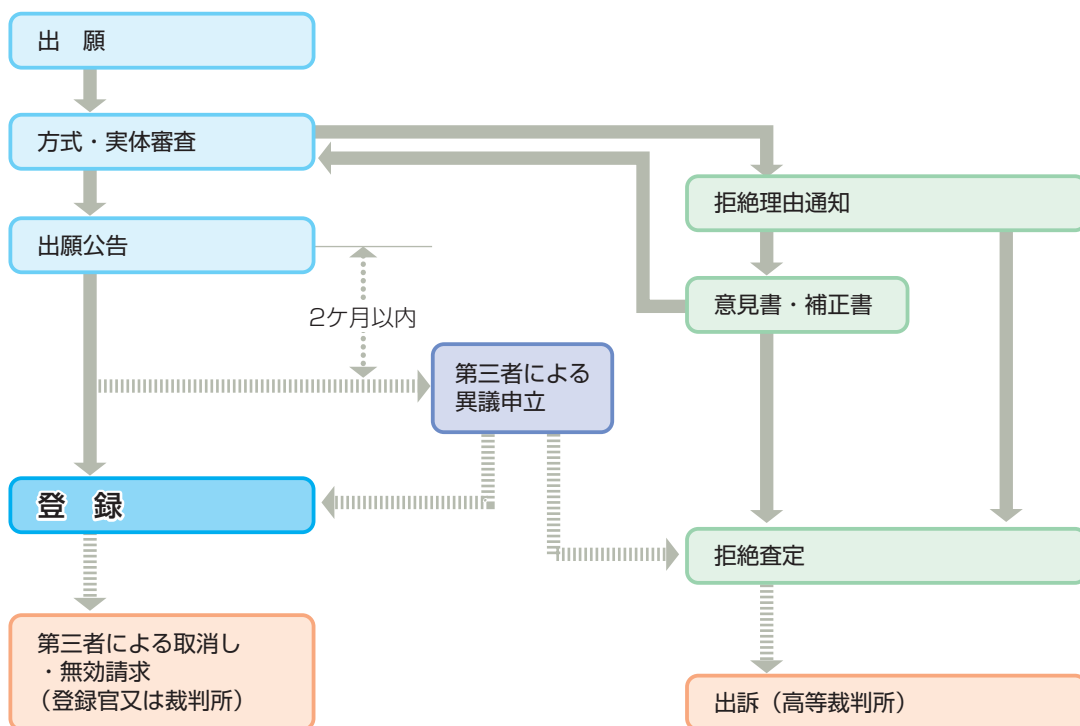
シンガポールにおける意匠の出願件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	1,597	1,701	2,122	2,290	2,292

出所：知的財産庁 (IPOS)

③ 商標

シンガポールにおける商標の登録出願の流れ



(注) 権利期間：出願日から10年間。10年ずつ更新可

シンガポールにおける商標の出願件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
国内出願件数	13,749	11,623	12,815	14,088	14,950
シンガポールが指定された国際出願件数	6,524	8,452	8,471	9,160	12,036
IPOSを通じて申請された国際出願件数	52	50	70	92	144

出所：知的財産庁 (IPOS)

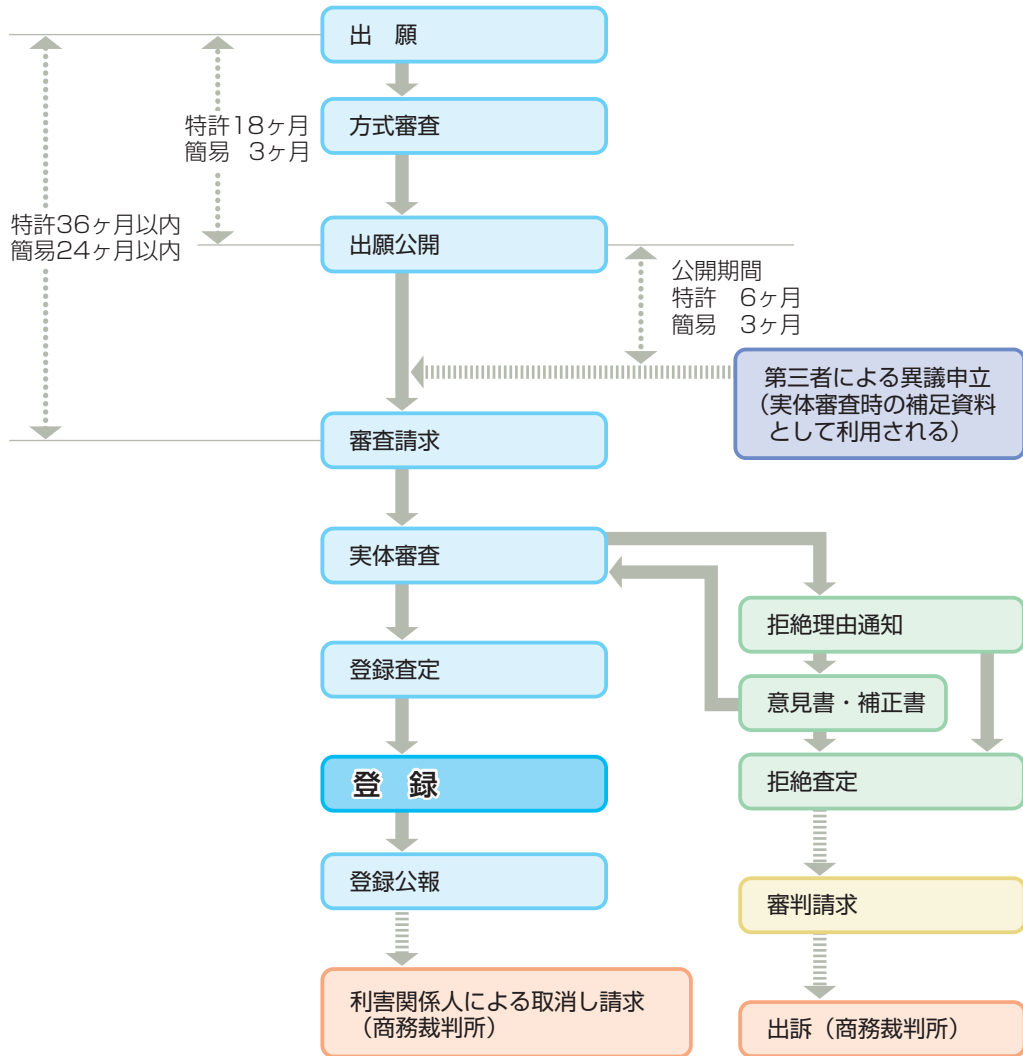
(注) 2000年以降、シンガポールはマドリッド・プロトコルの批准国として出願を受理している。

6 インドネシア



① 特許

インドネシアにおける特許の登録出願の流れ



(注) 特許の権利期間：出願日から20年

(注) 簡易特許の権利期間：出願日から10年

(注) 実体審査から、特許の場合は36ヶ月以内、簡易特許の場合は24ヶ月以内に、登録もしくは拒絶の決定が行われる。

(注) 対応する外国出願があるときは、総局からの要請に応じ、外国審査結果を提出しなければならない。

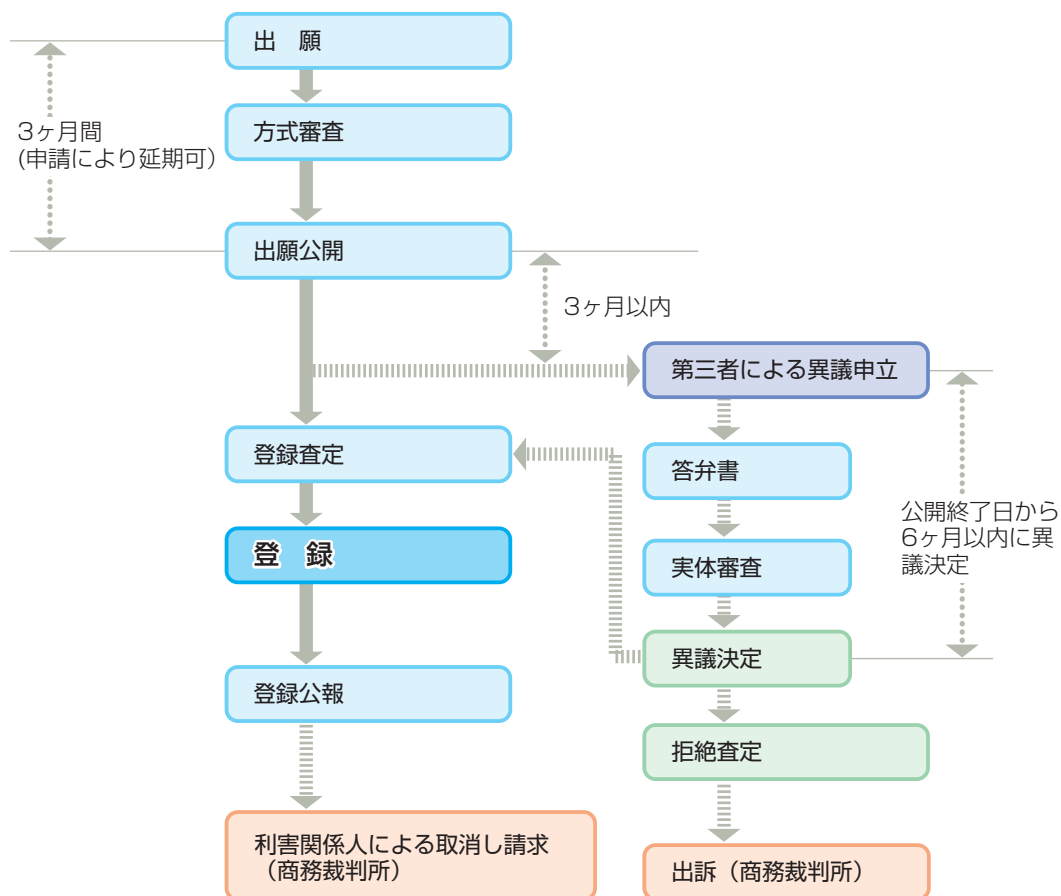
インドネシアにおける特許の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	4,147	4,048	3,492	3,877	3,369
登録件数	1,501	2,680	3,010	2,680	1,399

出所：知的財産権総局 (DGIPR)

② 意匠

インドネシアにおける意匠の登録出願の流れ



(注) 権利期間：出願日から10年

(注) 現在は異議申立がなくても、運用により実体審査を行っている

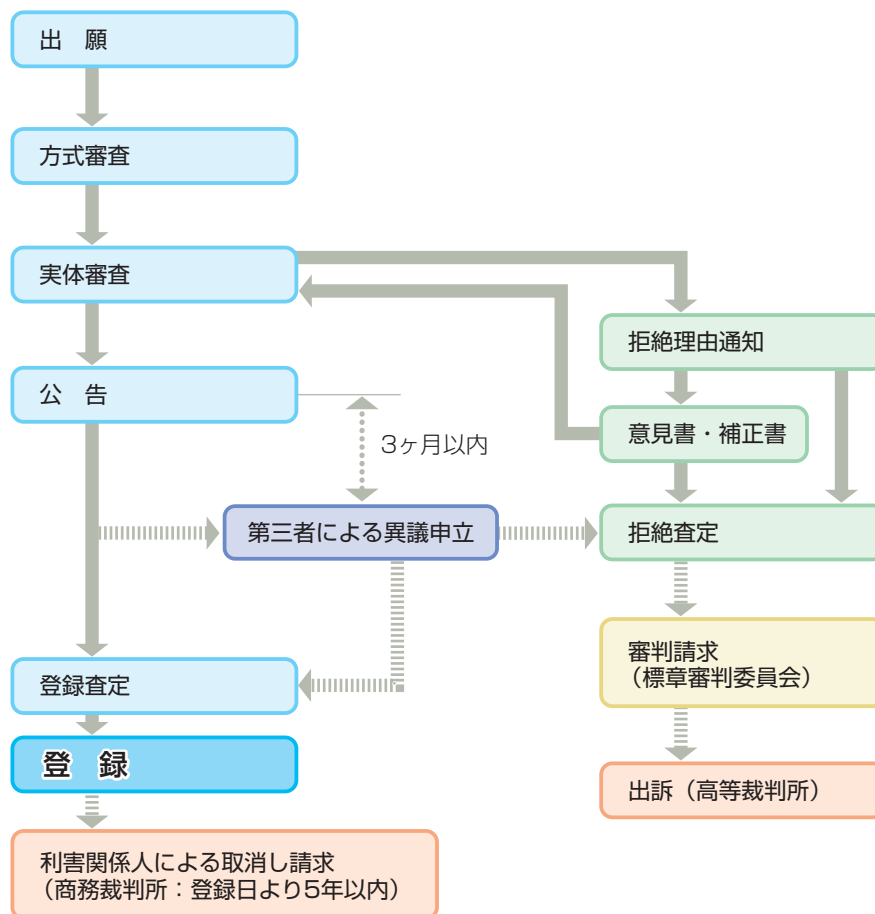
インドネシアにおける意匠の出願、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	1,438	2,868	3,154	4,394	4,136
登録件数	77	1,801	3,082	2,750	819

出所：知的財産権総局 (DGIPR)

③ 商標

インドネシアにおける商標の登録出願の流れ



(注) 権利期間：出願日から10年。10年ずつ更新可。
 (注) 実体審査は9ヶ月以内に終了する。

インドネシアにおける商標の出願、登録件数

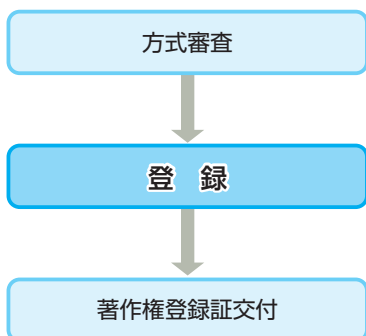
年	2001	2002	2003	2004	2005
出願件数	38,648	42,416	46,947	49,311	54,641
登録件数	39,847	25,777	38,878	26,231	31,967

出所：知的財産権総局 (DGIPR)

④ 著作権

著作権の登録は、著作権発生の要件ではないが、反証がない限り、登録簿に記載されている者が権利者であるとされる。

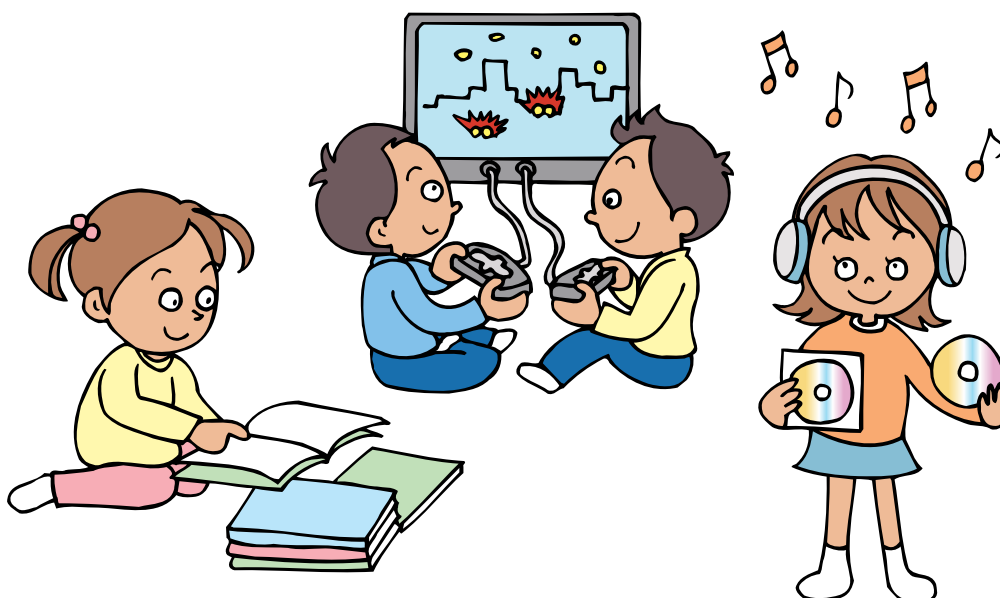
インドネシアにおける著作権の登録申請の流れ



インドネシアにおける著作権の申請、登録件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
申請件数	1,149	15,284	42,026	23,803	24,643
登録件数	0	1,125	3,351	3,604	1,494

出所：知的財産権総局 (DGIPR)

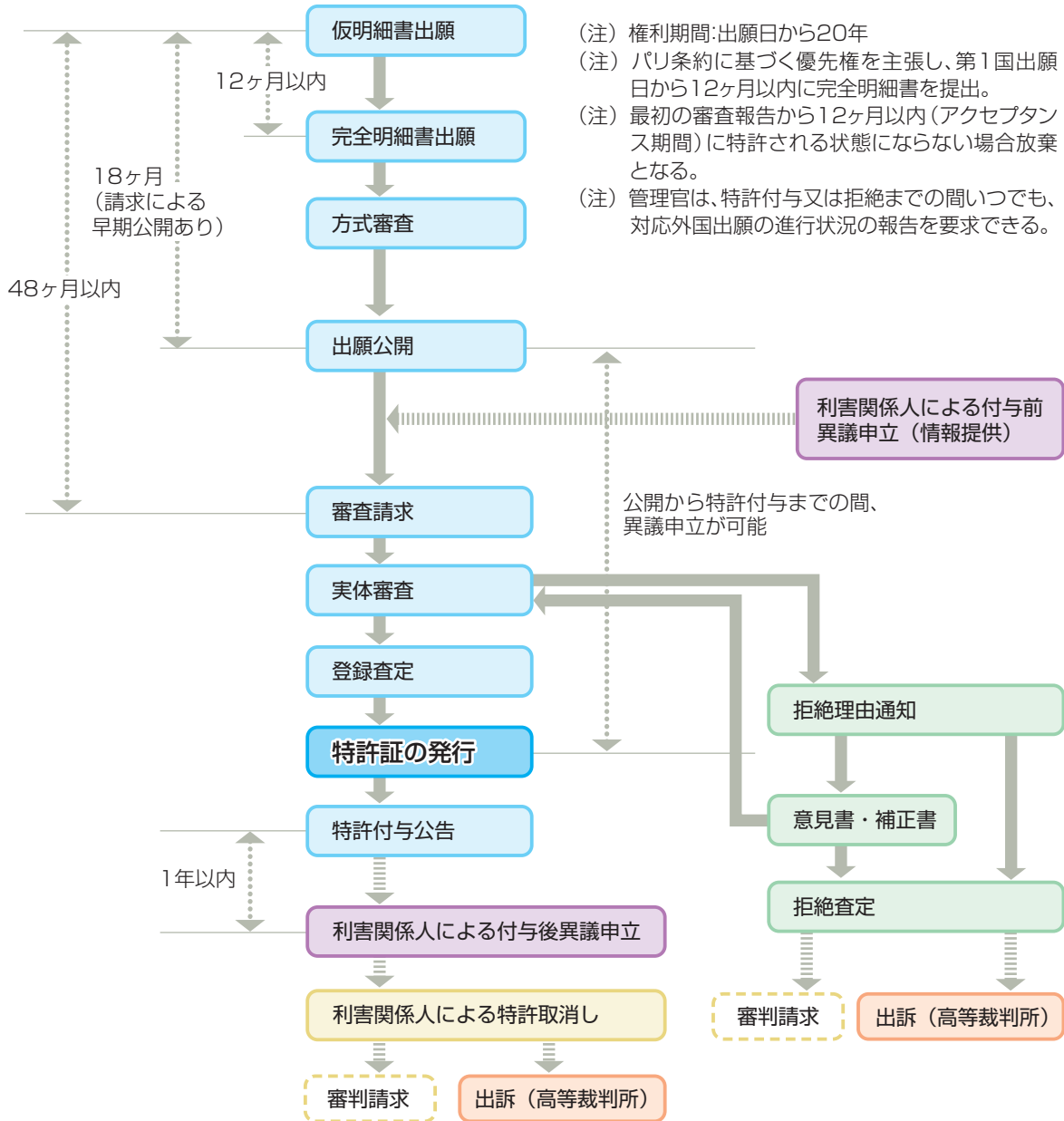


7 インド



① 特許

インドにおける特許の登録出願の流れ



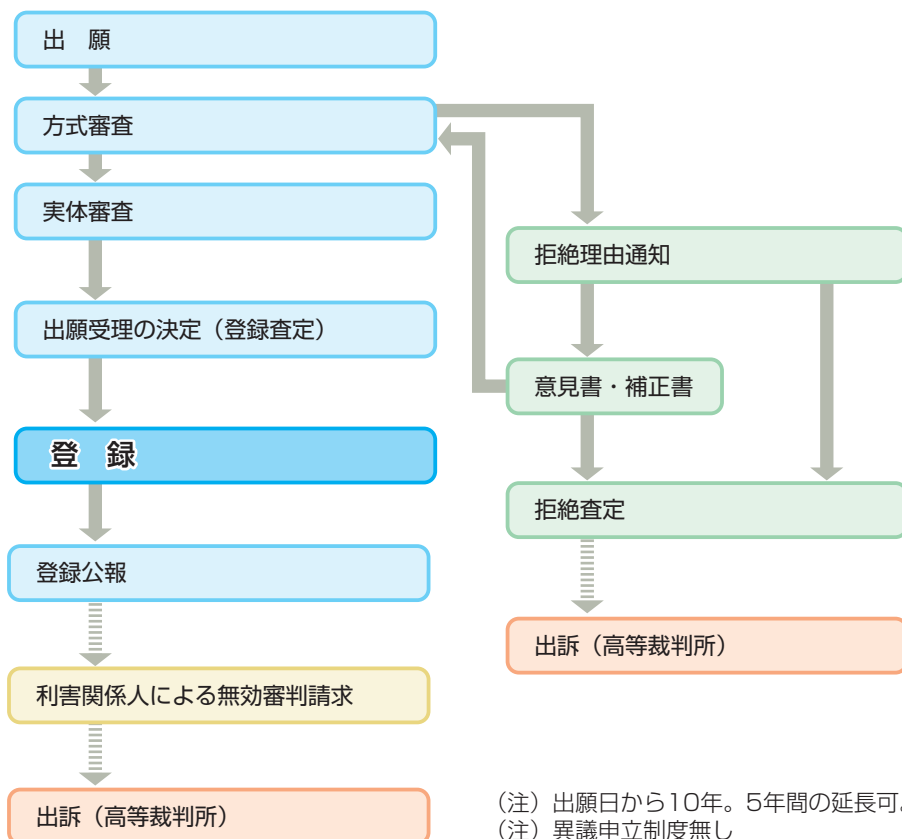
インドにおける特許の出願、登録件数

年	2001-2002	2002-2003	2003-2004	2004-2005	2005-2006
出願件数	10,592	11,466	12,613	17,466	24,505
登録件数	1,591	1,379	2,469	1,911	4,320

出所：特許意匠商標総局(CGPDTM)「知的財産年次報告書2005-2006」

② 意匠

インドにおける意匠の登録出願の流れ



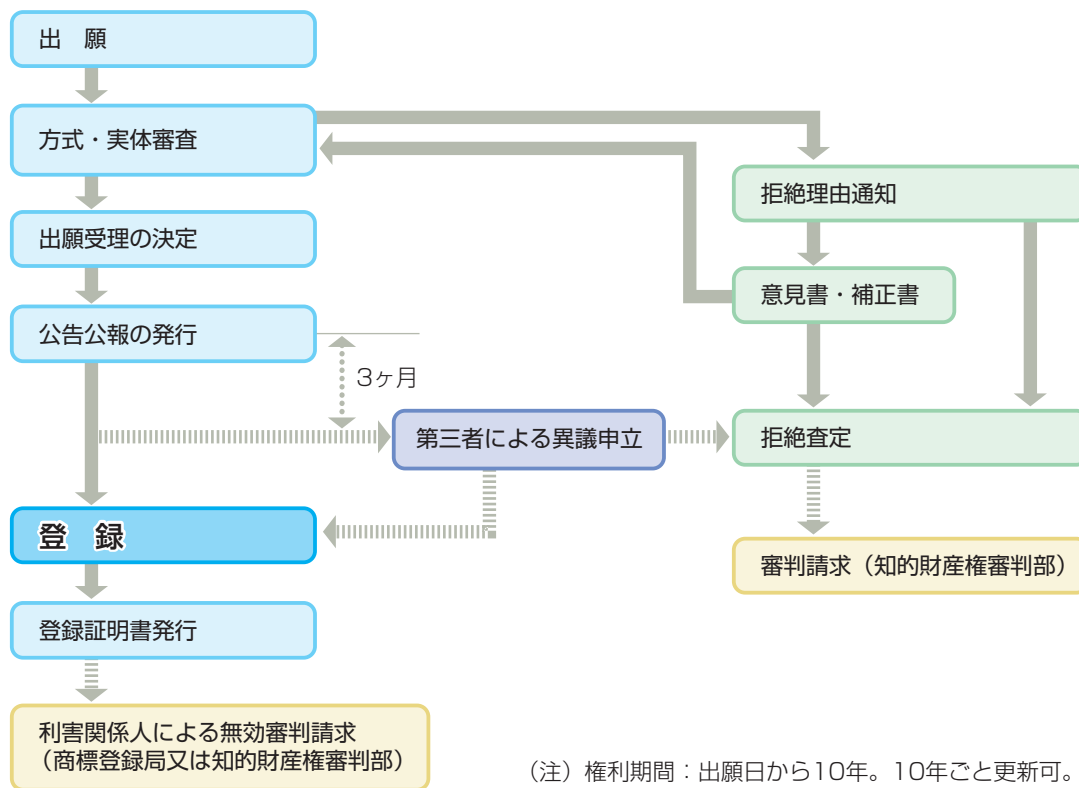
インドにおける意匠の出願、登録件数

年	2001-2002	2002-2003	2003-2004	2004-2005	2005-2006
出願件数	3,350	3,124	3,357	4,017	4,910
登録件数	2,426	2,364	2,547	3,728	4,175

出所：特許意匠商標総局（CGPDTM）「知的財産年次報告書2005-2006」

③ 商標

インドにおける商標の登録出願の流れ



インドにおける商標の出願、登録件数

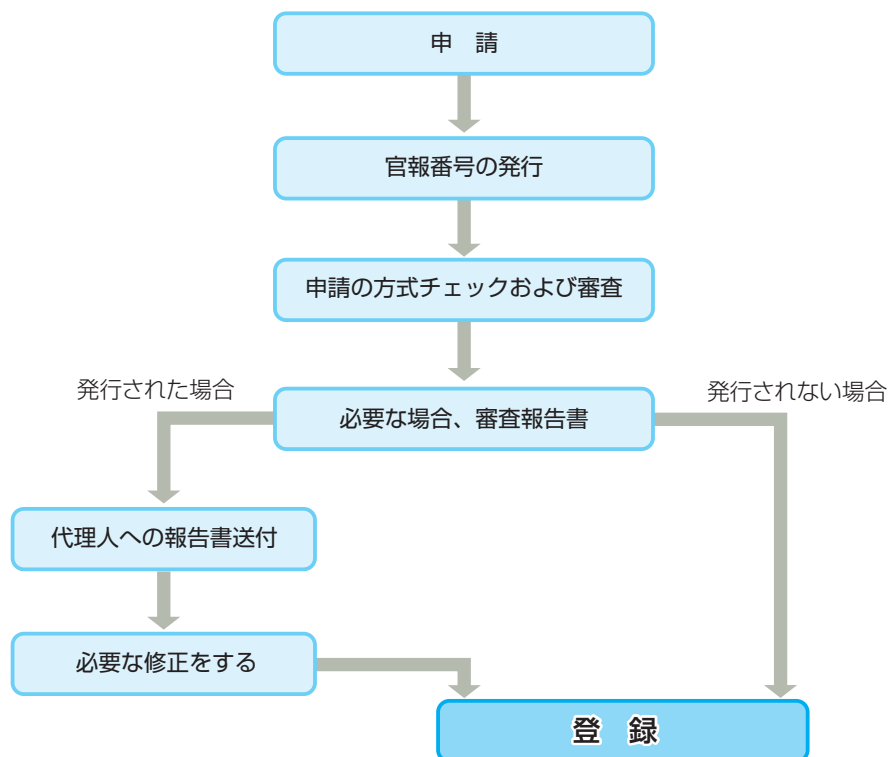
年	2001-2002	2002-2003	2003-2004	2004-2005	2005-2006
出願件数	90,236	94,120	92,251	78,996	85,699
登録件数	6,204	11,190	39,762	45,015	184,325

出所：特許意匠商標総局（CGPDTM）「知的財産年次報告書2005-2006」

④ 著作権

著作権の登録は、著作権発生の要件ではないが、裁判所における著作権所有の証拠として扱われる。

インドにおける著作権の登録申請の流れ



第 3 章

ニセモノが出てしまったら？

各国別 法執行の流れ

P.40

1 フィリピン P.40

2 ベトナム P.42

3 タイ P.45

4 マレーシア P.47

5 シンガポール P.49

6 インドネシア P.52

7 インド P.55

ここでは、行政救済、民事救済、刑事制裁、水際措置の流れをつかみましょう。

ニセモノが出てしまった！
どんな救済措置があるのだろう？

現地の当局や
代理人との連携が、
成功の鍵となります。



各国別 法執行の流れ

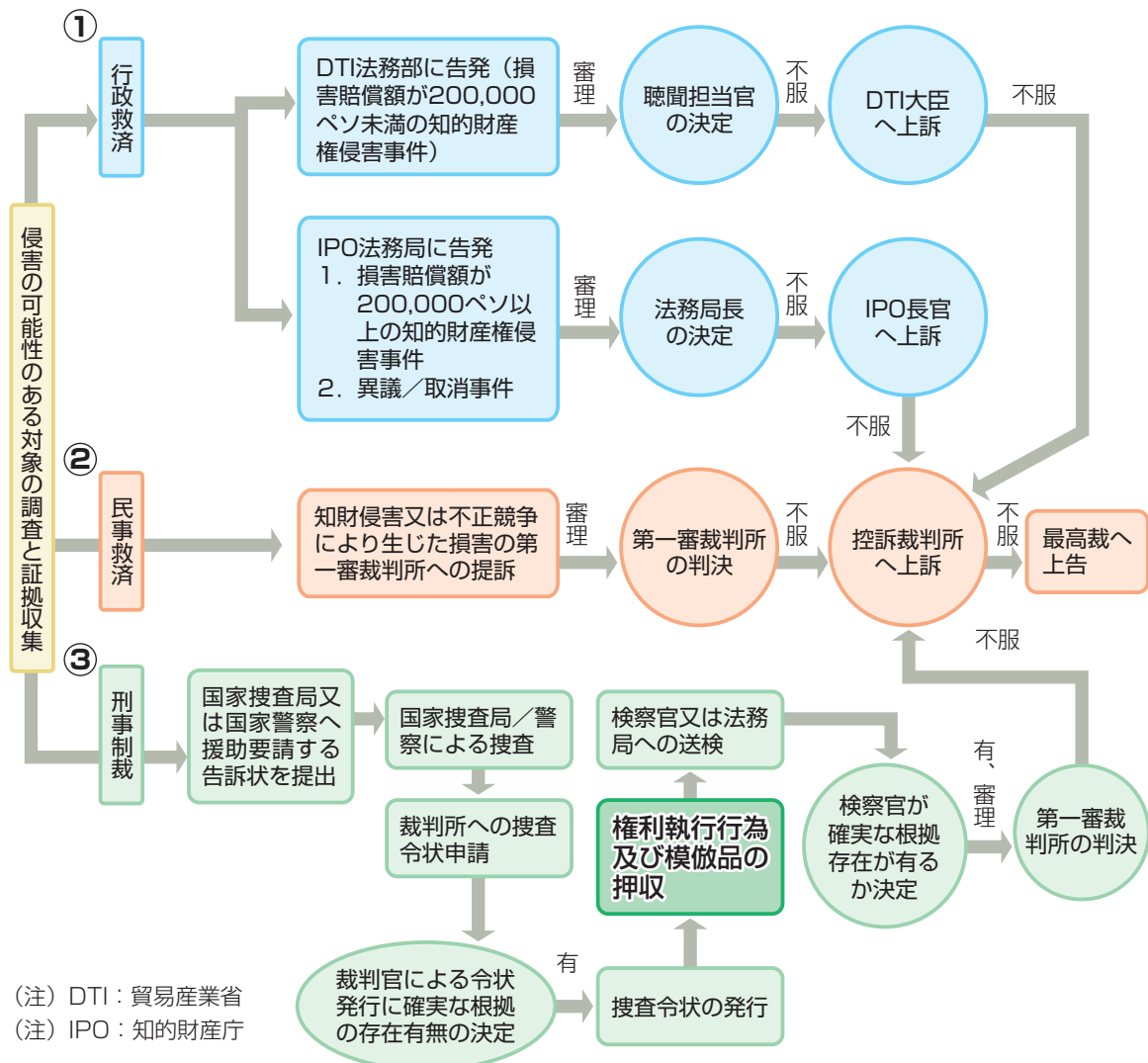
1 フィリピン



フィリピンでは、同一の行為又は不作為に対して、異なる法的措置を取ることができる。権利者が取り得る法的救済措置としては、以下に示すように、司法解決以外に行政機関へ仲裁などの救済を求めることもでき、長時間を要する裁判に代える選択肢として活用することができる。

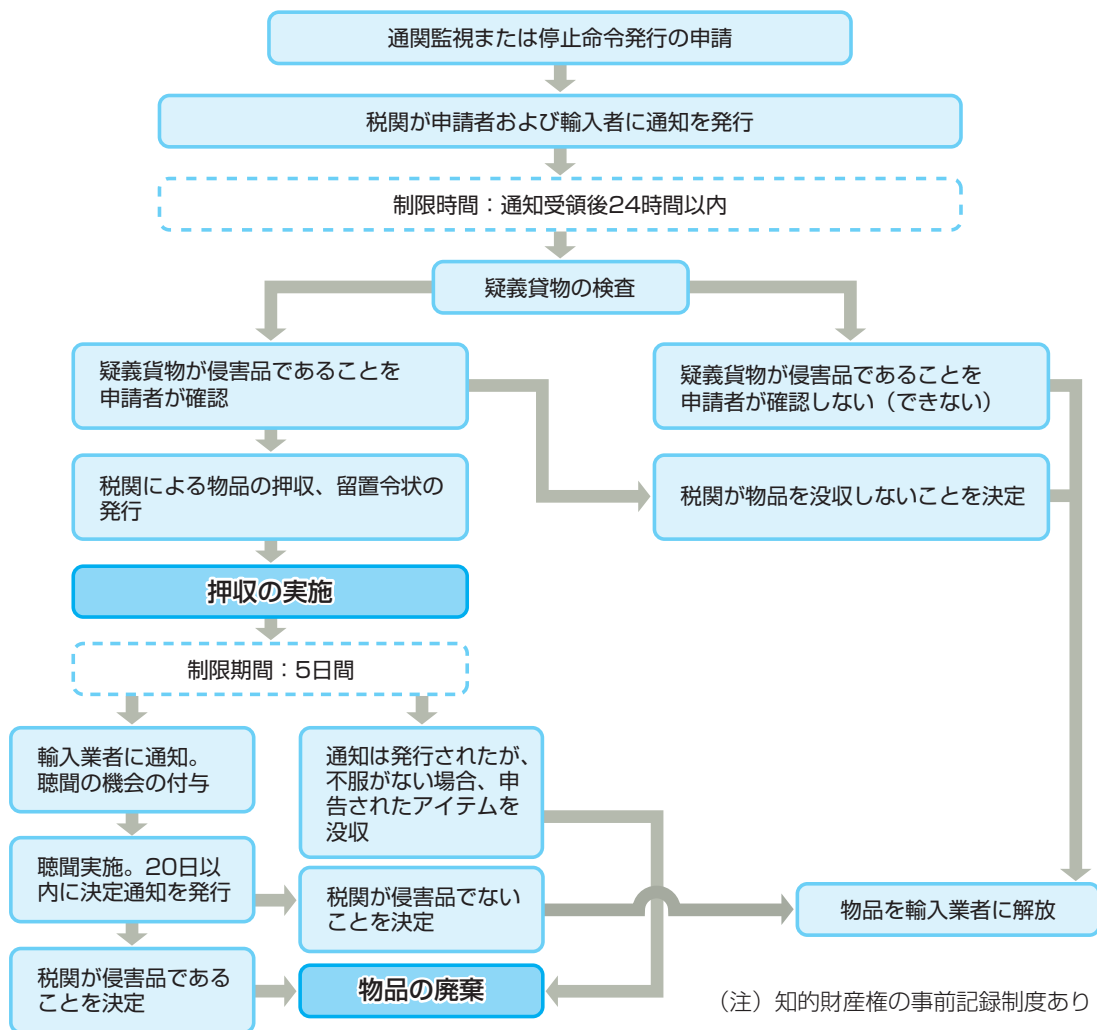
- ① 行政救済（知的財産庁 (IPO) または貿易産業省 (DTI) への申請)
- ② 民事救済
- ③ 刑事制裁

フィリピンにおける行政救済、民事救済、刑事制裁の流れ



④ 税関における輸入差し止め

フィリピンにおける水際措置の流れ



フィリピンにおける知的財産権侵害事件の取り締まり実績 (2005年1月～12月)

取り締まり機関	実施件数			数量			推定価格 (フィリピンペソ)
	検査	搜索令状	監視・ 停止命令	個数	箱	コンテナ	
国家捜査局	—	843	—	1,464,160	2	—	163,930,580
国家警察	—	214	—	172,857	5,966	—	33,255,900
オプティカル・ メディア委員会	1,565	282	—	3,502,650	12	—	558,179,800
税関	—	—	26	68,475	3,092	1	392,722,480
合計	1,565	1,339	26	5,208,142	9,072	1	1,148,088,760

出所：知的財産庁 (IPO)

フィリピン国家捜査局知的財産課 (NBI-IPRD) による知的財産権侵害事件の取扱実績 (2005年1月～12月)

告訴受理件数	捜査令状件数		接受事件数		没収品の推定価格 (フィリピンペソ)
	積極的	消極的	NBI法務課	司法省への直接申請	
147	785	58	212	32	163,930,580

出所：知的財産庁 (IPO)

2 ベトナム



ベトナムでは、早くて低コストで済む行政措置による救済が主流である。しかし、対処できるのは末端の販売現場にすぎない場合が多く、製造元からの根本的な問題解決を図るために新法では民事係争を促進する規定が盛り込まれた。また、知的財産に関する多くの規定が、知的財産法の下位に位置する政令や通達で規定されているので、権利行使の際は留意が必要である。

現行法の下では、以下の①～⑤の救済措置を受けることができる。事案の状況次第では、2つ以上の措置を組み合わせることも有効である。

① 自己救済（侵害者との直接折衝）

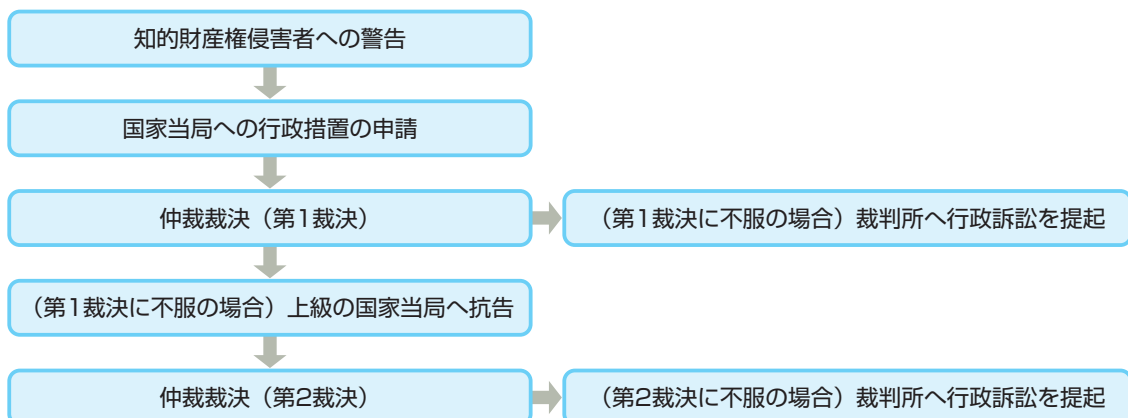
知的財産権者が侵害者に直接接触することが、侵害を阻止する上で効果的な場合もあり、知的財産法には自己救済の権利（和解・通告・告訴権等）が規定されている。なお、知的財産権者が行政措置を要請するときには、事前に侵害者に警告することが必要である。

② 行政措置

知的財産法によれば、侵害に対する行政措置には、各側面を担当する5つの行政当局が関与している。

科学技術省（MOST）傘下の検査局	商品／サービスの製造・貿易・流通および広告での侵害を担当する。
市場管理局（MMB）	知財侵害の捜査と証拠収集およびその規定権限内での行政措置を担当する。
警察	知財侵害の捜査と証拠収集およびその規定権限内での行政措置を担当する。
人民委員会	管轄区域内での行政措置を担当する。
税関	製品の輸出入での知財侵害を担当する。侵害製品の価格の5倍を上限として罰金を課すことができる。

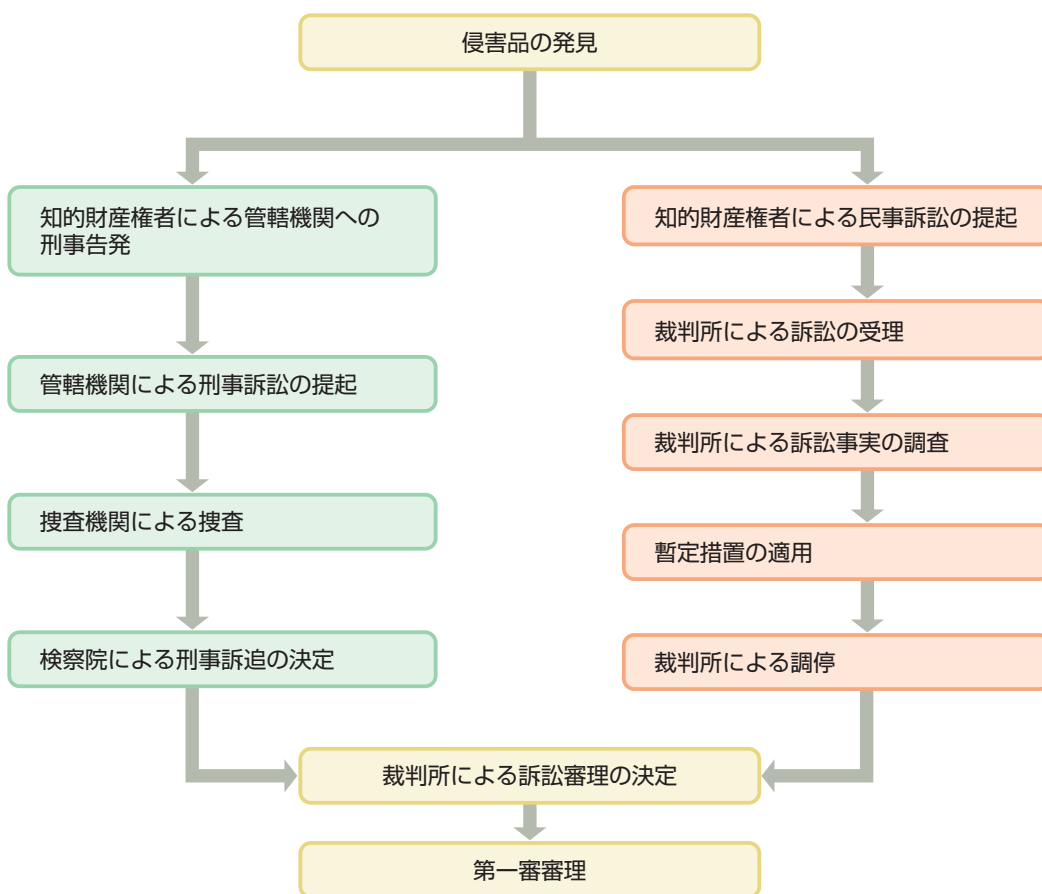
ベトナムにおける行政救済の流れ



③ 民事救済

④ 刑事制裁

ベトナムにおける民事救済、刑事制裁の流れ



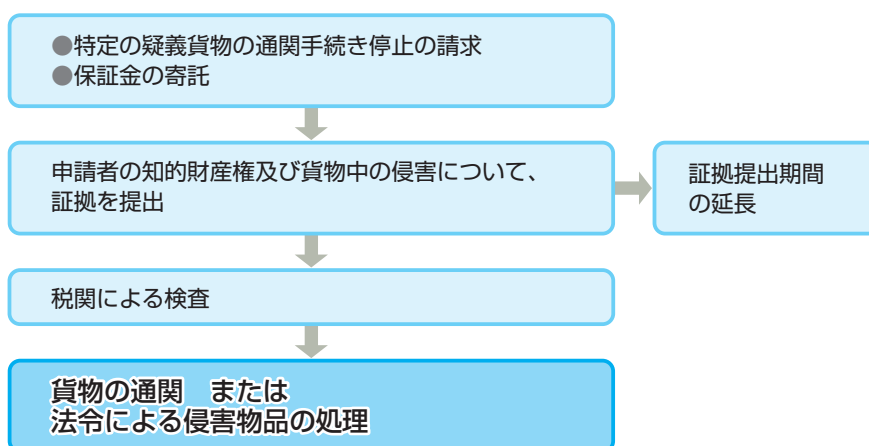
出所：特許庁委託ジェトロ「模倣対策マニュアルベトナム編」

⑤ 水際措置

知的財産権者は、以下の2通りの方法で水際対策を取ることができる。

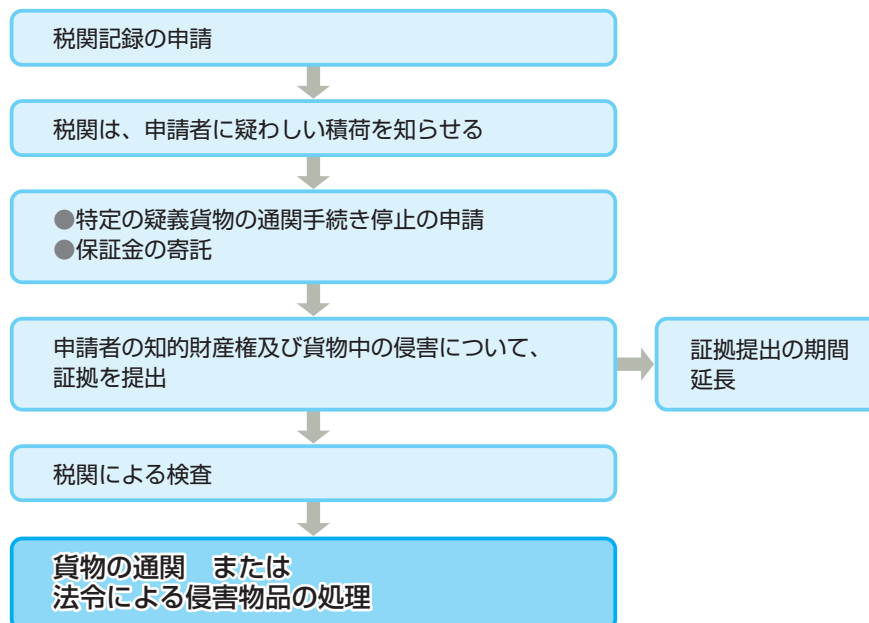
(1) 特定の疑義貨物についての通関停止の申請

通関停止の申請の流れ



(2) 将来的な疑義貨物の差し止めに関する税関記録

税関記録の申請の流れ



3 タイ

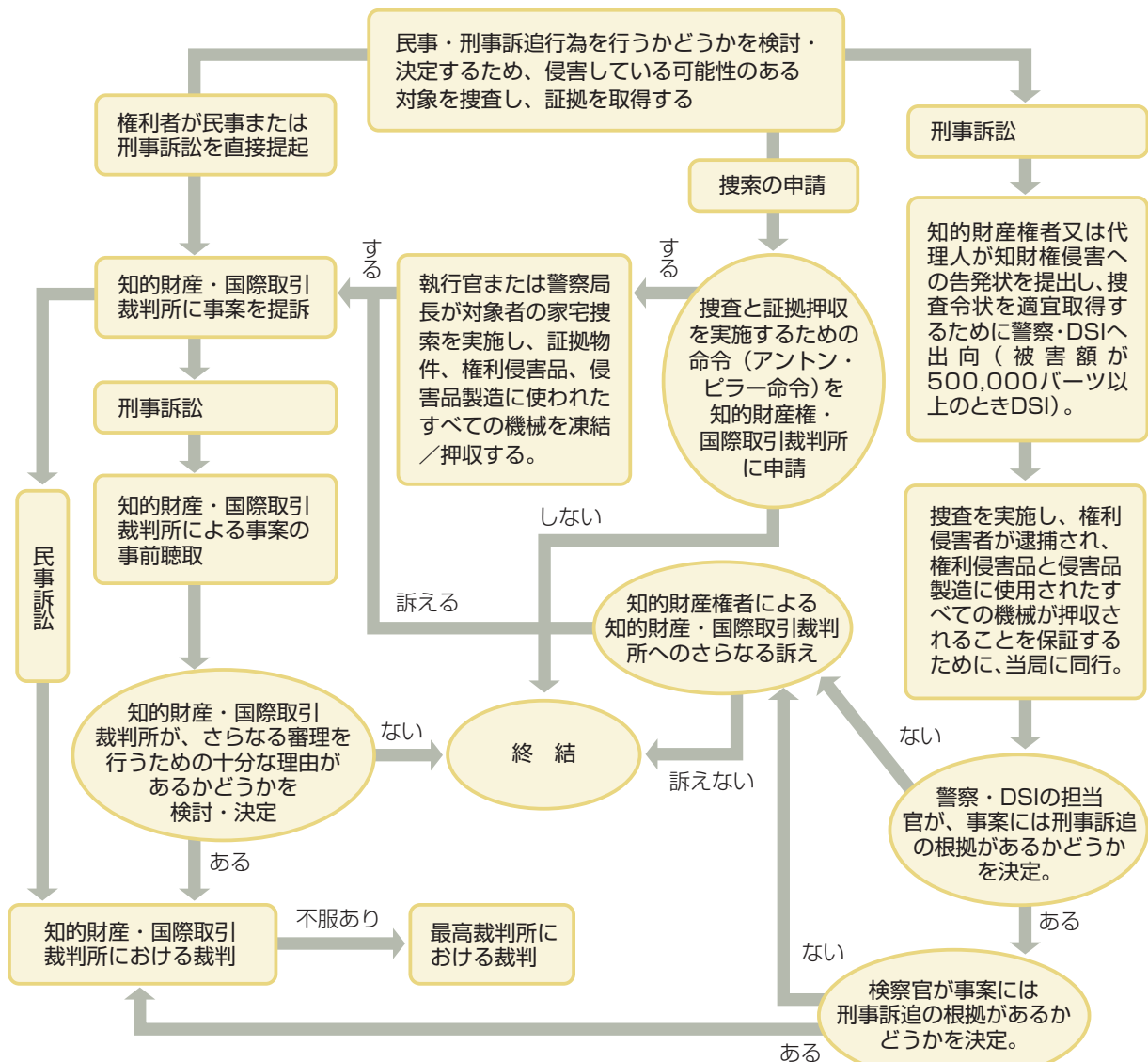


タイでは、約10年前からアセアンで唯一の知的財産専門裁判所を有しており、専門性の高い合議体による裁判が受けられ、事件の蓄積も豊富である。また、法務省特捜部・警察・税関それぞれにも知財専属ユニットがあるほか、知財局・執行機関・民間部門らが共同して侵害対策に取り組むMOU（覚書）も締結されており、効率的な解決が期待できる。しかし、刑事事件が主流であることや不正競争防止法が十分に整備されていない問題もあり、十分な解決を図るためには、的確な対策を立てる必要がある。

① 民事救済

② 刑事制裁

タイにおける民事救済、刑事制裁の流れ



(注) DSI：法務省特別捜査局

(注) アントン・ピラー命令：一定条件のもと、被告に対して事前通知を行わずに一方向的に裁判所から出される命令。被告は、同命令で指定する者に、被告の敷地内の立入りや、同命令で特定する物品及び文書の捜索、検査、移転又は複写することを認めるよう要求される。

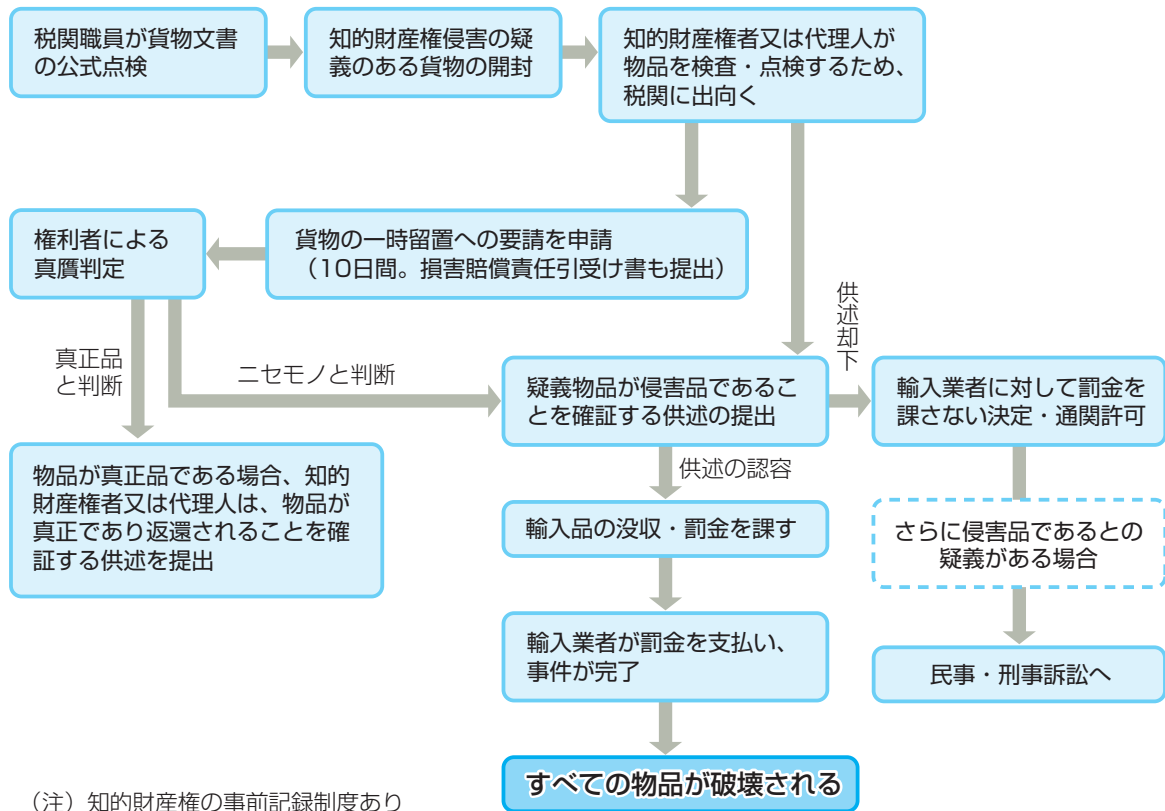
タイにおける知的財産権侵害事件の取り締まり実績（著作権、商標権、特許権）

依拠した法律	計		2001		2002		2003		2004		2005	
	逮捕	押収物	逮捕	押収物	逮捕	押収物	逮捕	押収物	逮捕	押収物	逮捕	押収物
著作権法 B.E. 2537	14,968	3,325,322	2,515	1,038,301	3,363	743,724	4,142	1,134,552	5,179	802,496	5,647	1,388,274
商標法 B.E. 2534	5,935	5,243,041	1,456	917,893	1,295	1,409,845	1,338	3,008,012	2,602	1,384,923	1,995	850,106
特許法 B.E. 2535	38	1,108,094	14	1,848	16	150,376	26	1,104,809	9	3,279	3	6

出所：知的財産局年次報告書 2005年

③ 水際措置

タイにおける水際措置の流れ



(注) 知的財産権の事前記録制度あり

タイにおける知的財産権侵害物品の取り締まり実績（商標権、著作権）

年 度	2003 (覚書締結前) (03.1.1-03.9.30)	2004 (03.10.1-04.9.30)	2005 (04.10.1-05.9.30)	2006 (05.10.1-06.9.30)
件 数	19	111	151	373
量 (品数)	251,577	1,394,646	1,935,737	1,646,272
価額 (バーツ)	8,465,867	126,346,192	38,846,198	60,190,232

出所:タイ税関検査取締局知的財産権検査課

(注) 2003年9月、関係機関の協力覚書が締結された。

4 マレーシア

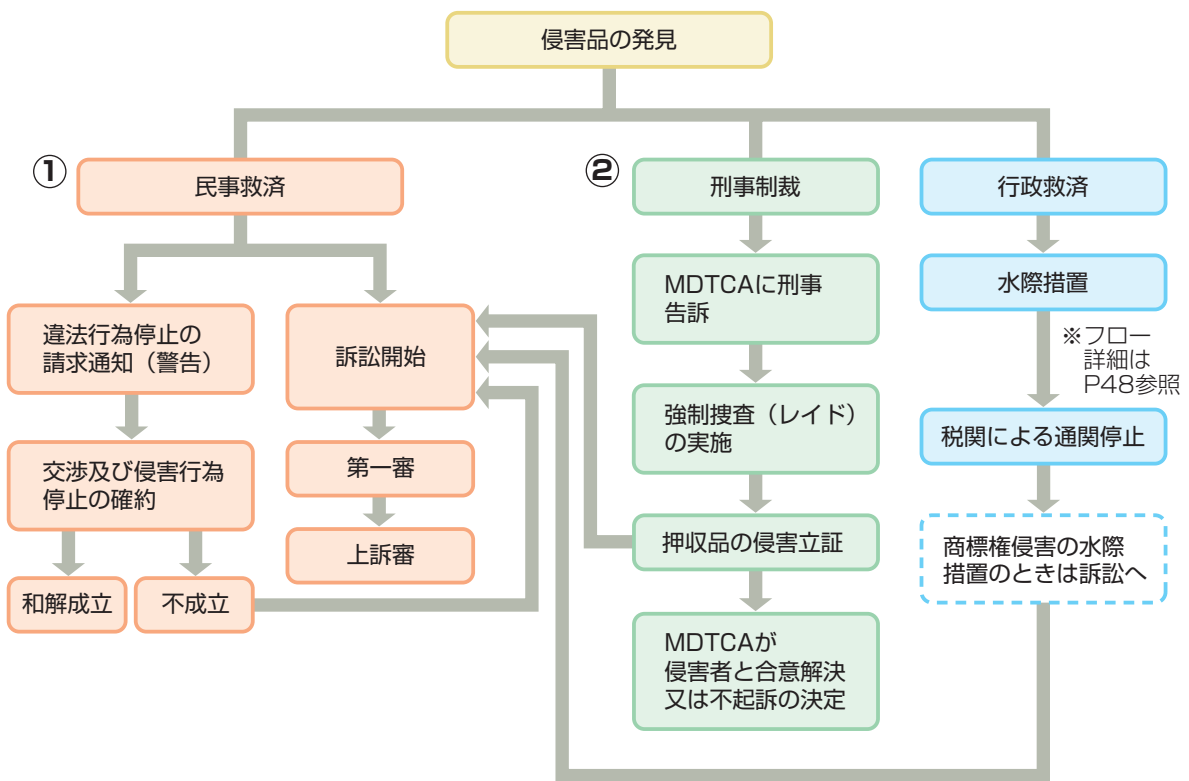


国内取引・消費者行政省には知的財産専門ユニットがあり、商標権・著作権侵害についてはここが救済の主流になっている。それ以外の権利は民事救済になるが、民事訴訟は時間とコストがかかることが指摘されている。なお、2007年7月より、15の地裁及び6の高裁が知財事件の管轄に指定され、知財裁判所として稼働している。

① 民事救済

② 刑事制裁

マレーシアにおける行政救済、民事救済、刑事制裁の流れ



(注) MDTCA：国内取引・消費者行政省

マレーシアにおける刑事制裁の実績

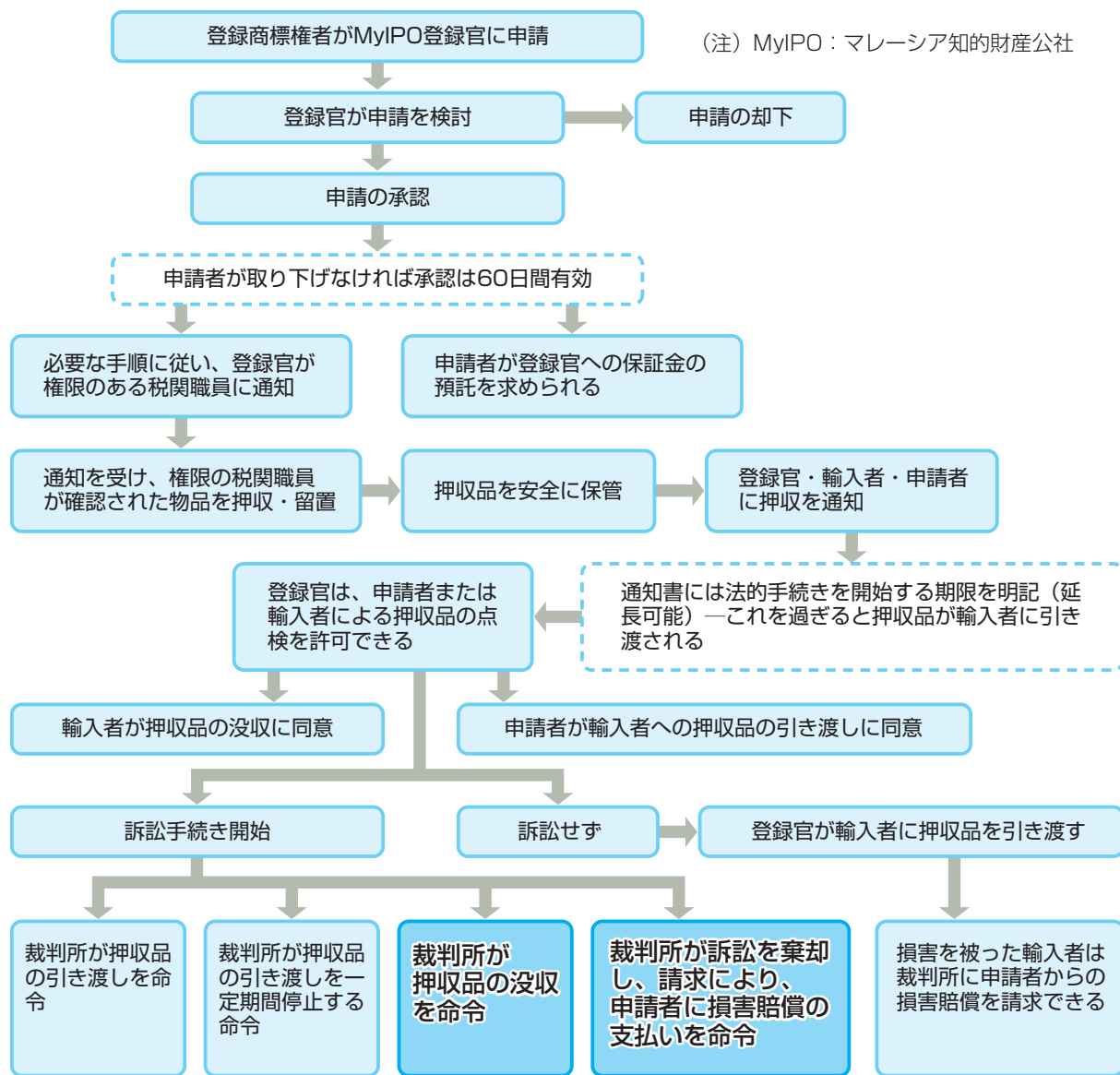
(99年4月1日～04年6月27日)

捜査件数	事件数	没収品の価額
106,316	30,503	RM220,922,896.00

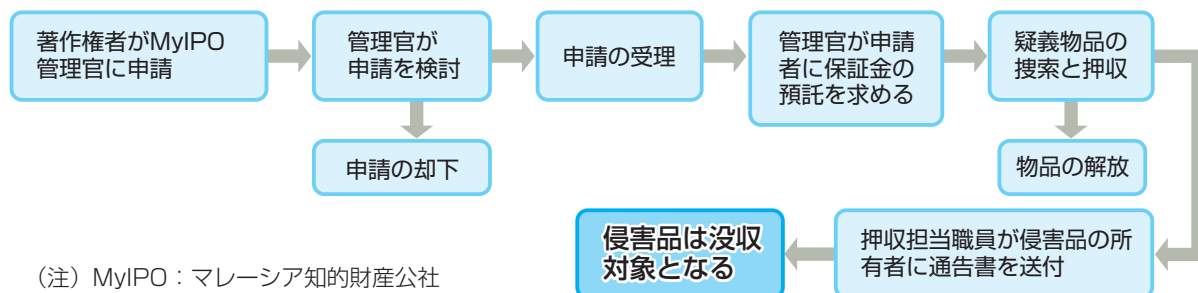
出所：国内取引・消費者行政省 (MDTCA)

③ 水際措置

マレーシアにおける水際措置の流れ（商標権侵害）



マレーシアにおける水際措置の流れ（著作権侵害）



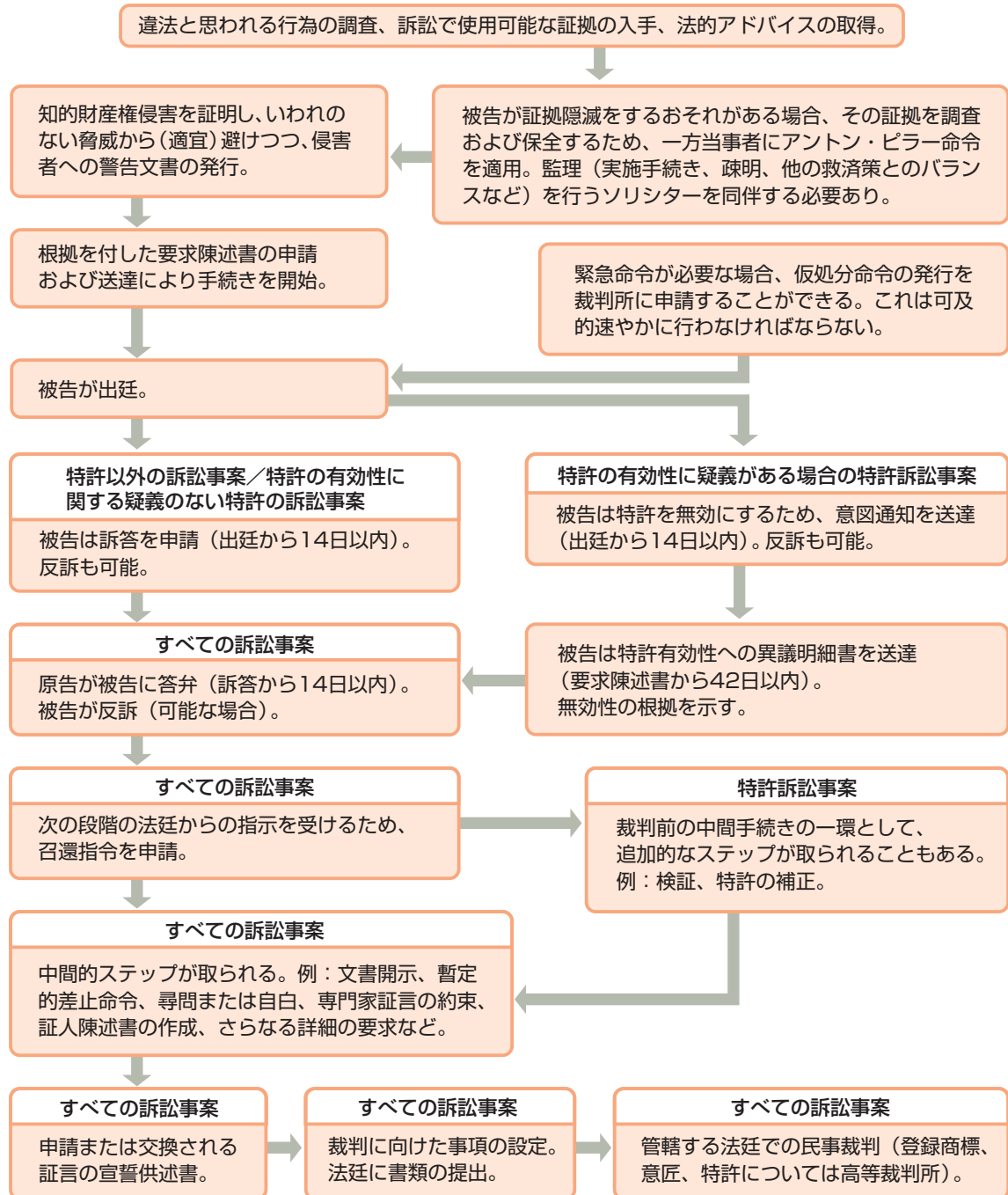
5 シンガポール



多国籍企業の東南アジア統括拠点が多いシンガポールでは、法律事務所も多く、的確なアドバイスが期待できる。知的財産権の権利行使に詳しいなどの、ニーズにあった弁護士を探すことが大切である。

① 民事救済

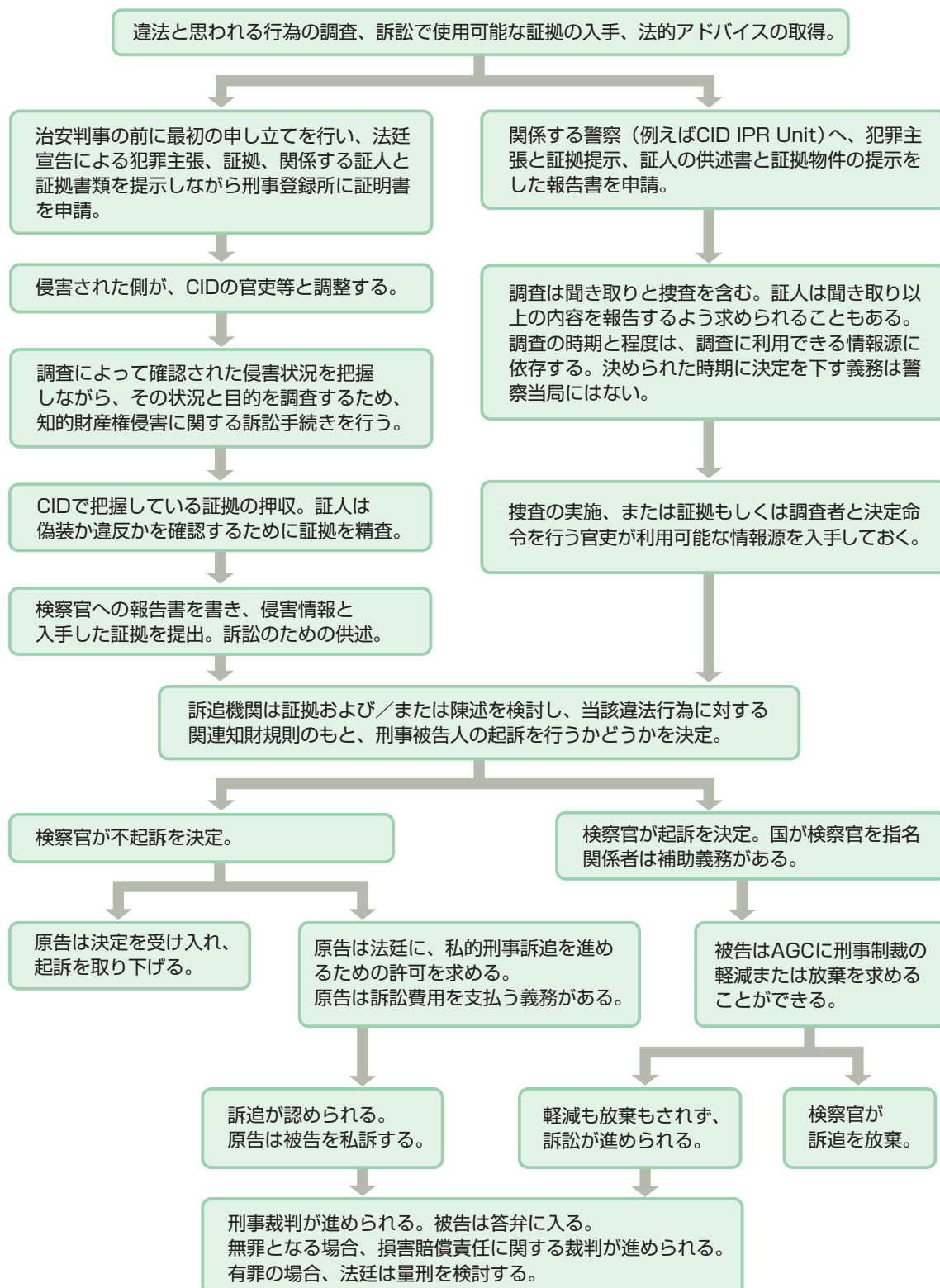
シンガポールにおける民事救済の流れ



(注) アントン・ピラー命令: 一定条件のもと、被告に対して事前通知を行わずに一方的に裁判所から出される命令。被告は、同命令で指定する者に、被告の敷地内の立入りや、同命令で特定する物品及び文書の搜索、検査、移転又は複写することを認めるよう要求される。

② 刑事制裁

シンガポールにおける刑事制裁の流れ

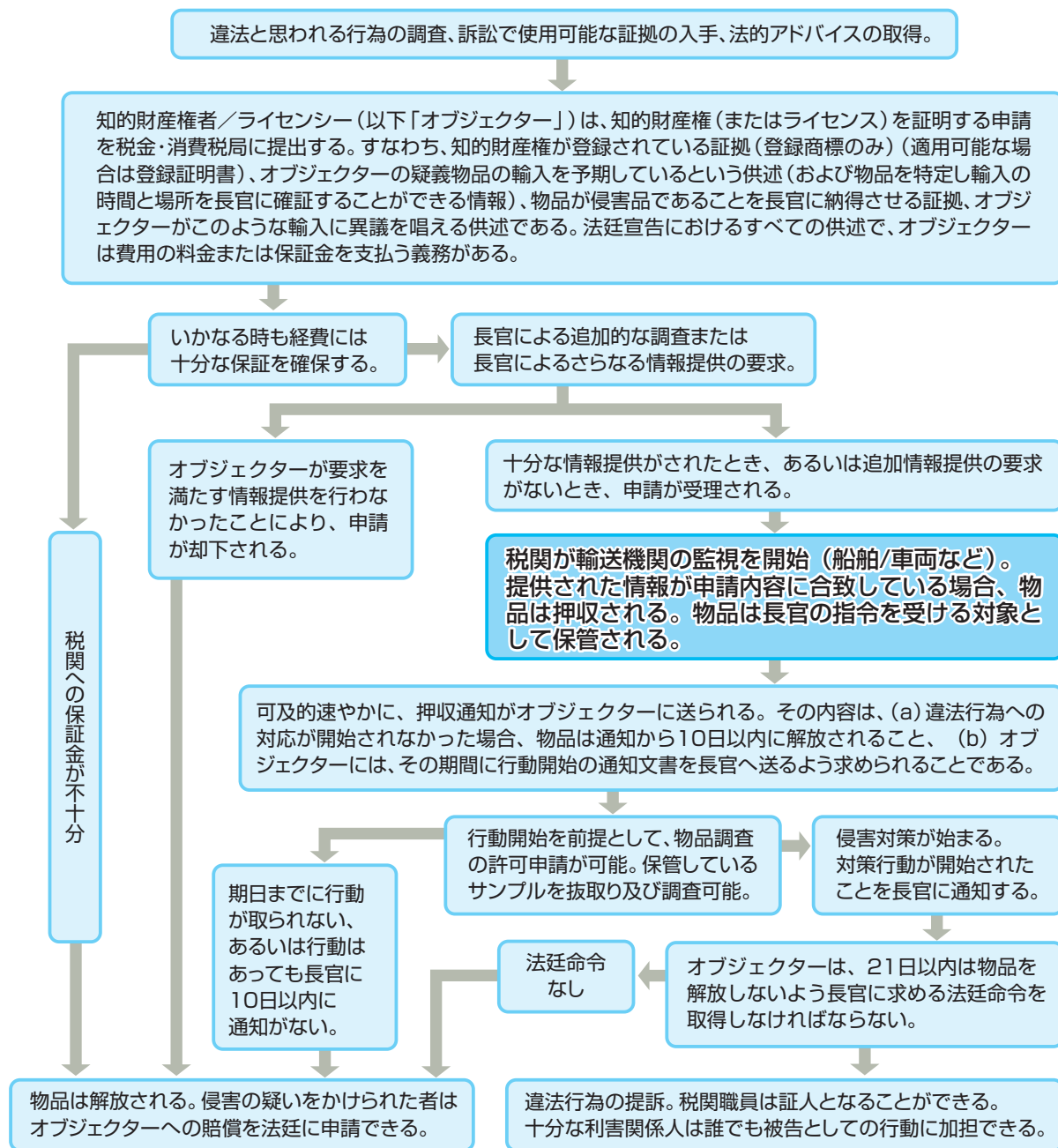


(注) CID IPR：犯罪捜査課知的財産権ユニット

(注) AGC：シンガポール法務省

③ 水際措置

シンガポールにおける水際措置の流れ



シンガポールにおける知的財産権侵害事件の取り締まり件数

年	2001	2002	2003	2004	2005
著作権侵害	308	284	266	126	61
商標侵害	183	207	160	190	168
侵害の総数	491	491	426	316	229
押収物の価値の合計	S\$15,553,324.95	S\$9,415,266.00	S\$33,185,092.00	S\$12,665,969.00	S\$19,774,083.00

出所：知的財産庁 （注）水際での通関差止件数も含む

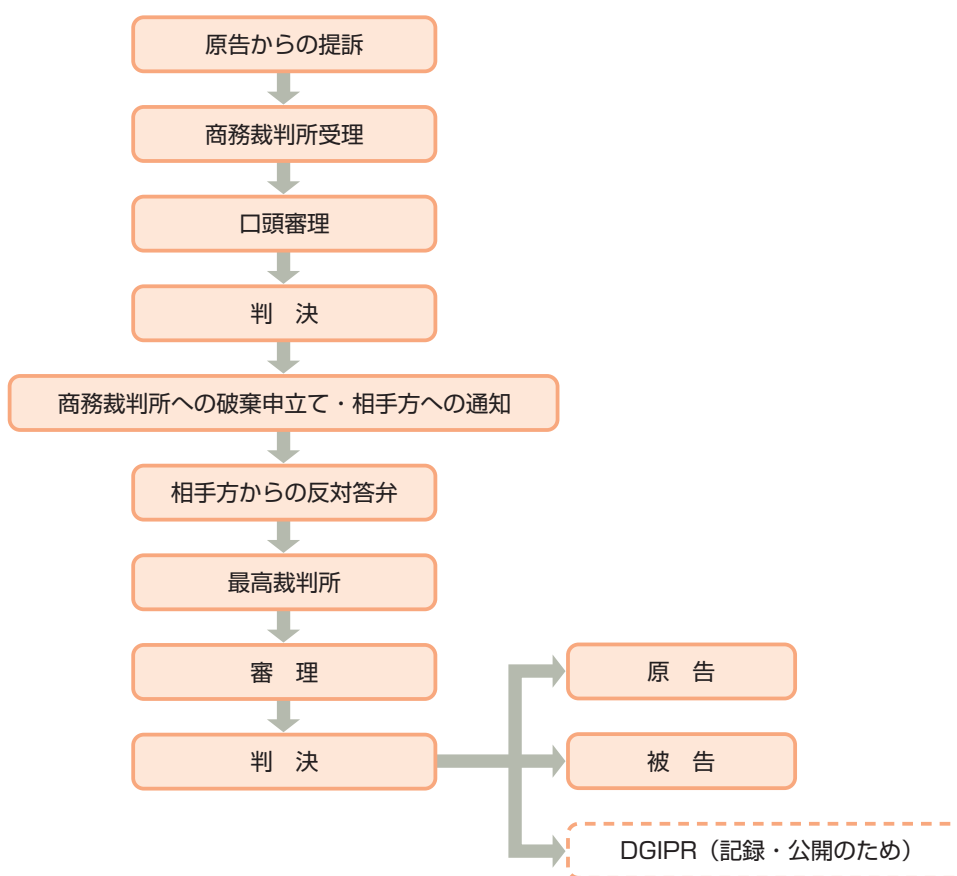
6 インドネシア



インドネシアでは、政府一丸となって知財保護強化を進めているが、行政・司法の対応はまだ十分とはいえないため、的確な問題解決を図るためには、権利者自身がしっかりとフォローしていくことが重要である。特に島国でありながら、水際措置の規則が整備されていないので、今後の規則制定の動向にも注視していく必要がある。

① 民事救済

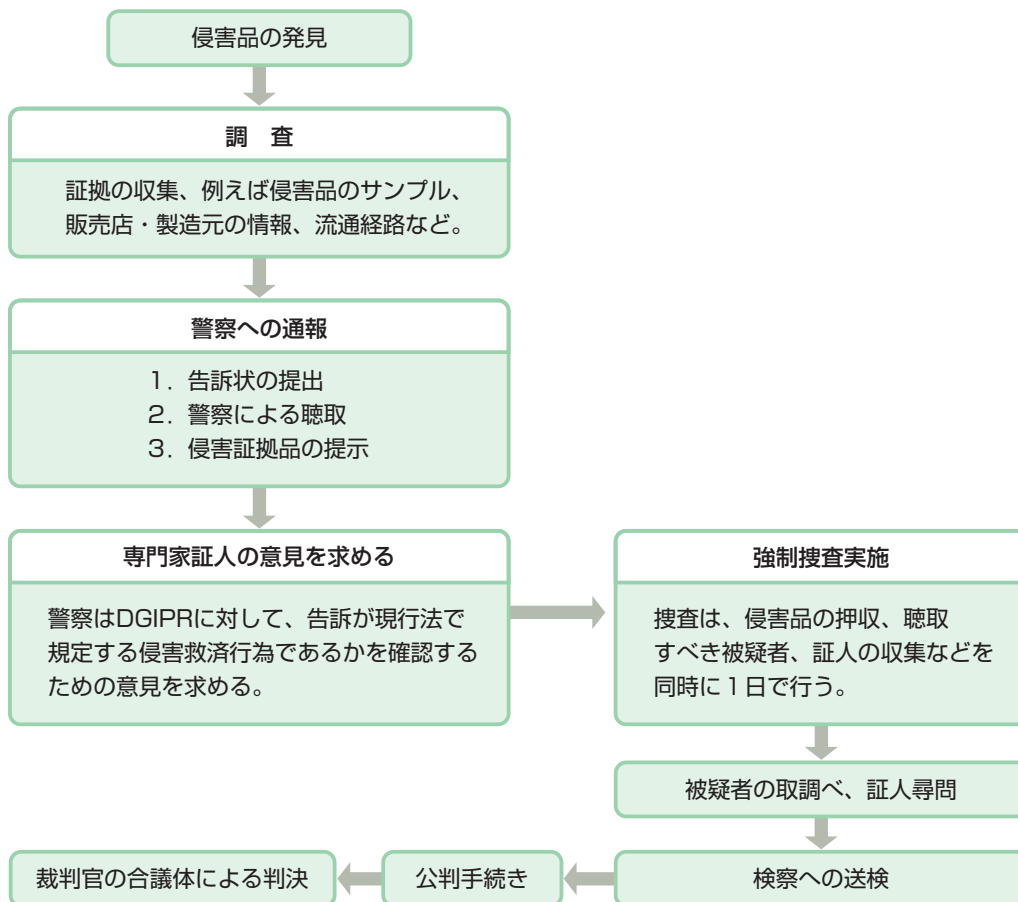
インドネシアにおける民事救済の流れ



(注) DGIPR：知的財産権総局

② 刑事制裁

インドネシアにおける刑事制裁の流れ



(注) DGIPR：知的財産権総局

インドネシアにおける商標権侵害訴訟の件数

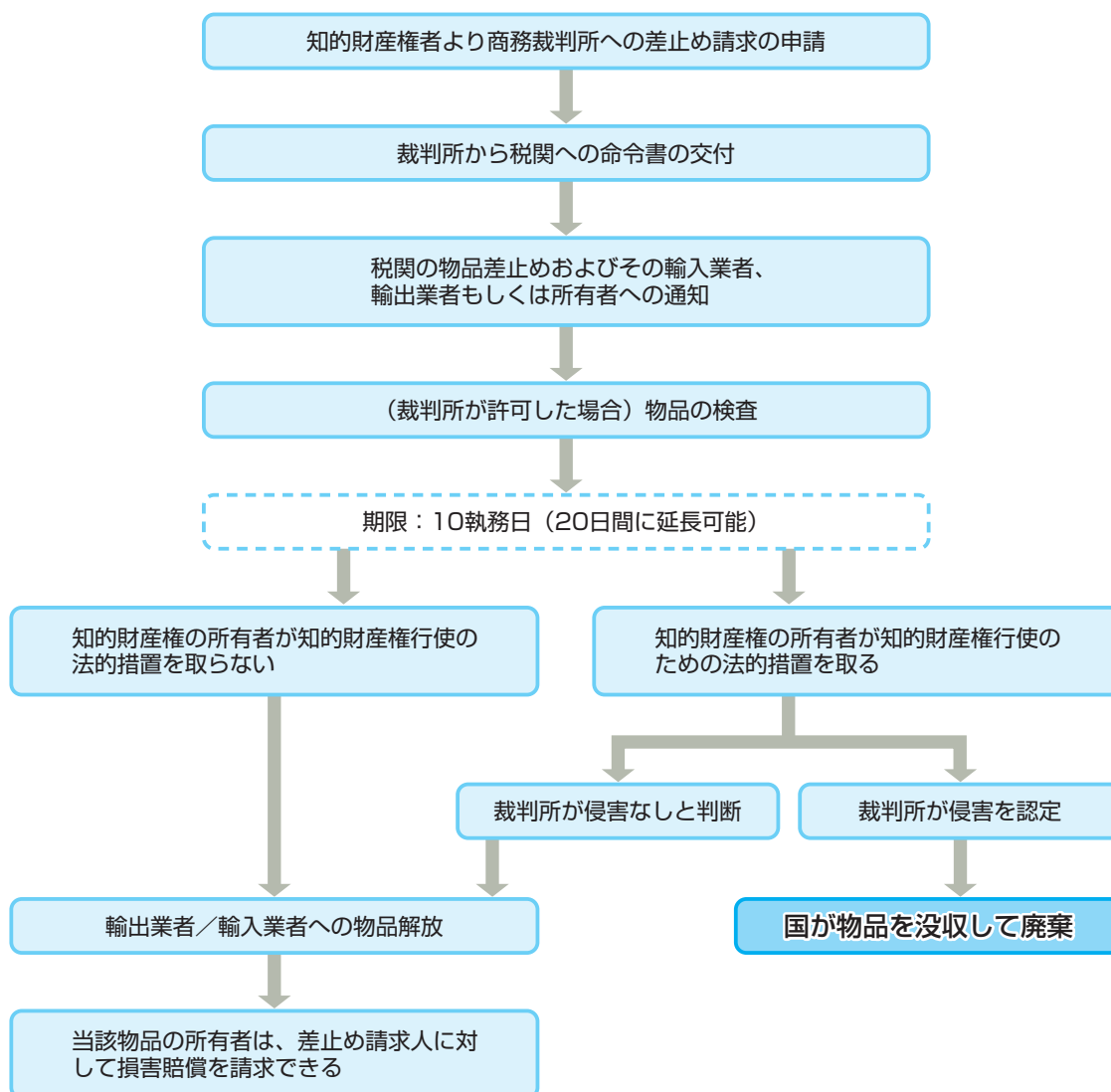
年	2001	2002	2003	2004	2005
刑事事件	18	58	153	42	137
民事事件	55	29	44	31	28

出所：知的財産権総局 (DGIPR)

③ 水際措置

関税法には、商標権および著作権の侵害が疑われる輸入/輸出品の差止め規定があるが、税関への申請手続きに関する施行規則はまだ制定されていない。

インドネシアにおける水際措置の流れ



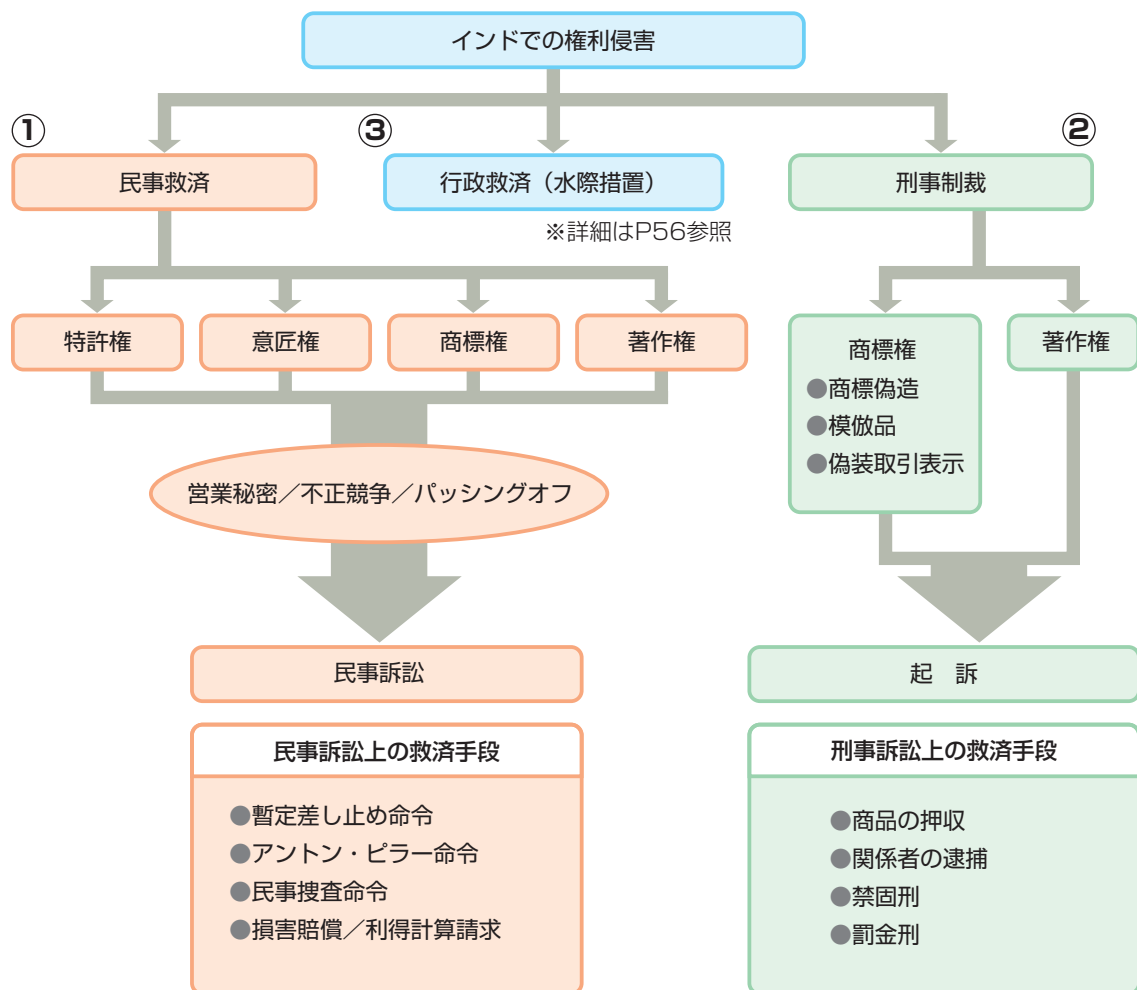
7 インド



インドでは、急速な経済発展に伴い、知的財産制度も近年、しばしば改正しているため、まずは最新の法制度情報を入手することが大切である。また、国土が広く、行政・司法管轄も州などで分かれているので、権利行使を行う現地事情も考慮していく必要がある。

- ① 民事救済
- ② 刑事制裁
- ③ 水際措置

インドにおける民事救済、刑事制裁、水際措置

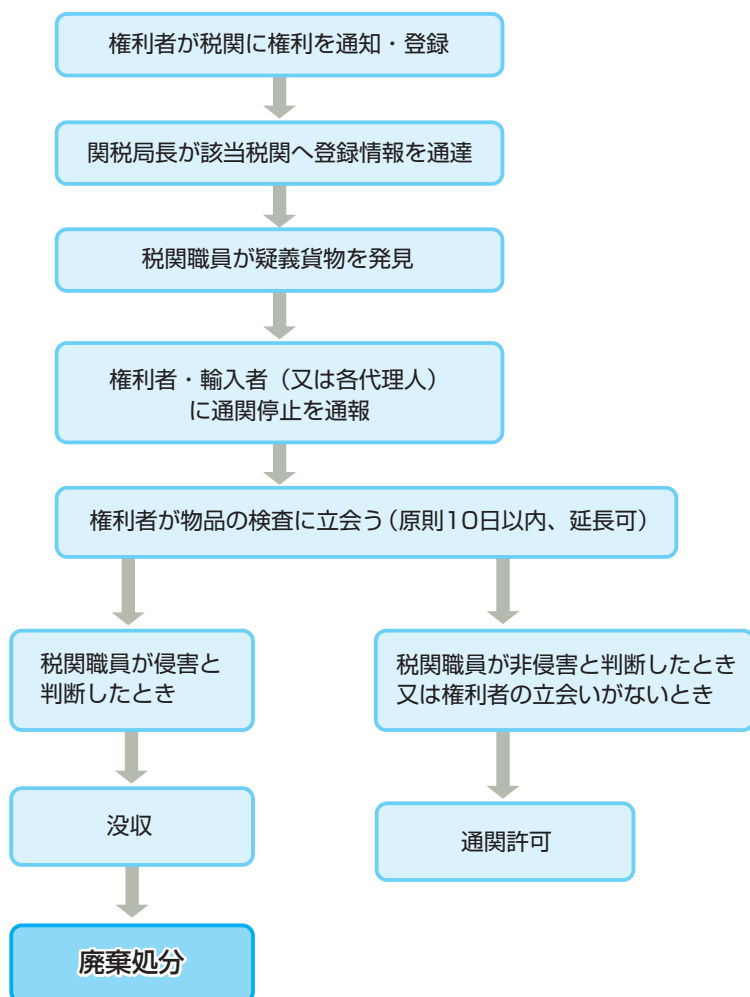


(注) アントン・ピラー命令：一定条件のもと、被告に対して事前通知を行わずに一方的に裁判所から出される命令。被告は、同命令で指定する者に、被告の敷地内の立入りや、同命令で特定する物品及び文書の搜索、検査、移転又は複製することを認めるよう要求される。

④ 水際措置

2007年5月に新関税規則が制定され、権利者からの申立てによる手続きが確立された。特許権、意匠権、商標権、著作権及び地理的表示侵害品の輸入について、水際措置の申立てができる。

インドにおける水際措置の流れ



第 4 章

成功事例に学ぼう

トピック別 進出日系企業の取り組み P.58

- A社 業界結束で大きな成果 P.58
- B社 本社から権限委譲を受け、現地法人がほぼ海外全域にわたる模倣対策を管理 P.59
- C社 専門家を介在させスムーズな対応 P.60
- D社 法律に基づく継続的な摘発活動で模倣被害を低減 P.61
- E社 広い範囲の商標権取得で模倣商標に対処 P.62
- F社 ブランドイメージを守るため種々の手法で模倣品を駆逐 P.63

(出所) ジェトロが進出日系企業に行ったヒアリングをもとにとりまとめ

各国別 昨今の法執行事例 P.64



- 1 フィリピン P.64
- 2 ベトナム P.64
- 3 タイ P.65
- 4 マレーシア P.66
- 5 シンガポール P.67
- 6 インドネシア P.68
- 7 インド P.68

(出所) Baker & McKenzie, Ltd.による取り扱い事例

A社(タイ、機械部品メーカー)

業界結束で大きな成果

被害事実

- 2002-2003年に探偵を使って調べたところ、中国製模倣品がアセアン各国に大量に輸入され、市場に流通している事実をつかむ。
- 法律事務所を通じた警察での取り締まりや、地元新聞での危険性の警告を行うが、大きな成果なし。
- 問題点として、被害実態の把握すら困難、探偵は高報酬で信頼性も低い、罰金が安く(最大40万バーツ)、民事係争は費用対効果でメリット低い、差し押さえ時の倉庫保管料の負担、民間人の行動に伴う危険、知財侵害・販売機会喪失・不合理な市場価格低下による利益損失等が挙げられることを認識。

対処策

製造・輸出国である中国内の業界対策に加えて、輸入国側での模倣対策を強化するため、2005年に専門委員会の下にアセアン分科会を設置。

工業会専務理事を筆頭に、各社本社担当及び現地駐在員からなる総勢14名のミッションをタイに派遣し、アセアン地域での模倣品の現状を把握するとともに、ジェットロを通じてタイの取り締まり当局(知財局、税関)を訪問し、現状報告及び意見交換を実施。現地国政府機関との支援・協力関係の確立、摘発体制・罰則強化の要望、現地代理店の啓蒙活動などを行った。

また、その後各社で法律事務所を一本化し、知財局、警察、税関と、模倣品被害の実情と今後の業界アクション・プランを説明するキックオフ・ミーティングを実施。さらに法律事務所のアレンジのもと、税関職員100名超を集めた真贋判定セミナーを実施。さらに、マレーシア、インドネシア、ベトナムでポスターキャンペーンの実施を開始。

結果

協議から1週間後、バンコク税関で中国製の模倣品64,000個が摘発された。続いて、2ヶ月後には約100,000個が同じくバンコク税関で発見された。

ミッション派遣2ヶ月後、監視品目リストを提出し、税関職員が発見ししだい通報を受け駐在員が真贋判定するスキームが確立されているが、空振りも少なからず見られる。流入見逃しが少ない反面、駐在員の負担が大きい面もある。

秘訣 1

業界として行動することにより、当局との直接対話が行いやすく、当局側も真摯に受け止める。また、継続的協議も行うことができ、職員を対象とした真贋判定セミナーの実施までこぎつけた。

秘訣 2

各社で法律事務所を一本化して、対処を一任させた。特に税関・警察との協議は、具体的な権利行使内容を含むため、現地代理人を交えて行うのが効果的。そのためには、業界メンバーで同一事務所を使う方がスムーズ。

秘訣 3

安全にかかわる製品であることを当局にアピール。他の海賊版等とは違う深刻さを強調し、単に外国企業の利益を守るだけでなく、自国民の生命・身体を守るための対策でもあることを認識してもらおう。

秘訣 4

水際対策に迅速な対応ができるように、正規輸入業者と駐在員の連絡先を登録。

その他特記事項

タイの成功事例を順次他国へ拡大。ただし、当局に協力を要請した以上、真贋判定(空振りの場合もある)などの駐在員業務の増大は受忍しなければならない。

B社 (化学製品メーカー)

本社から権限委譲を受け、現地法人がほぼ海外全域にわたる模倣対策を管理

被害事実

日本本社との合併形態で工場をシンガポールに設立。日本と韓国、北米を除く海外での販売をすべてシンガポールからカバーしている。90年代後半から商標を真似た模倣品が東南アジア、中近東、アフリカ、欧州で出回るようになり、台湾・中国から海外に大量に輸出されていることが判明。模倣品は真正品の30~60%の価格で販売されており、被害額は売上げにほぼ匹敵すると推定された。表面上、真正品と模倣品の真贋判定は難しく、違いは製品の劣化速度にある。

対処策

まず、販売を管轄するアジア、欧州、アフリカ、南米など世界110ヶ国で商標を登録。中国で子会社を通じ、模倣品を製造する工場及び大元を特定する作業を進めるほか、海外の輸入国側では販売代理店を通じて税関・現地弁護士に働きかけ、輸入業者への警告等の水際対策を講じた。また、同様の被害を受けている海外メーカーを含む同業他社にも呼び掛けて、中国の模倣品製造元と特定される会社に協調した働きかけをした。さらに、シンガポール国内にも模倣品が流入していることから、貿易を管轄する政府機関や高官にもレターで模倣品流入を阻止すべく訴えた。

結果

現地法人が商標権者となり対策を進めてきたことから、販売と一体になって機動的かつ徹底的な模倣対策を講じることができた。また、同業他社と共同したことにより情報収集も効率的に進んだことから、模倣品の製造拠点である中国では複数の工場を特定することができ、摘発・訴訟までこぎつけた。ただ、大元と推定される会社との関係付けまではもう一歩で、模倣品を撲滅するまでには至っていない。最大の脅威は、中国の模倣品メーカーが技術力を高め、自社ブランドで世界の市場に低価格品を販売することである。

秘訣 1

日本本社から商標を買取り、ブランドホルダーとして海外ほぼ全域にわたる販売を掌握している関係上、本社からの権限委譲を進め、模倣対策の独自予算として年間約2000万円を計上している。

秘訣 2

金銭的な損害賠償を求め、模倣品製造に関わると徹底した対抗措置を講じられるという業界のイメージを植え付けることに意義がある。

秘訣 3

各国の販売代理店をうまく活用し、税関や弁護士に働きかけ、模倣品の輸入業者の割り出しや警告など模倣対策を講じることが大切。現地の代理店が実施する模倣対策にかかる費用は原則50/50で双方が負担することになっている。

秘訣 4

日系のみならず、海外メーカーも含めた同業ブランドホルダーとの共同ワークを積極的に呼びかけることにより、一企業の対策より効果的になる。

被害事実

- 外部の調査専門業者に依頼して被害状況を調査させたところ、中国製や現地製の同社模倣品が市場に多く出回っていることが判明。
- 調査結果では、商品により12%~50%の模倣品が出回っていることが判明。
- 販売面での被害も大きい。模倣品を使用した消費者からのブランドへの信頼性の低下も深刻。
- 模倣品には、商標権侵害のものもあれば、使用済製品の再利用品も見受けられた。
- 消費者には模倣品と知った上で購入する場合と、知らずに購入する場合とがある。

対処策

- 被害状況を外部の専門調査業者に依頼して実施。そこで得られた情報を地域統括である北京、シンガポールの会社に報告。
- 地域統括では、各地の被害状況をもとに、各製品ごとの細かな対応策を弁護士とともに作成。
- 模倣品製造にはシンジケートが絡んでおり、現場に近い現地会社がある。その対応の前面に立つとリスクが高いため、地域統括本部経由で知財専門の弁護士事務所に対応を任せました。
- 具体的な対策として、使用済商品ボックスを各所に配置し再利用されないようにするとともに、消費者への注意喚起を実施。また、各種媒体で直接消費者に模倣品の存在とその害悪をアピール。
- 取り締まり当局とも弁護士事務所を通じて連絡を密にし、強制捜査や差し押さえに協力。

結果

- '06年中に、同社製品の模倣品を対象にした強制捜査が15回実施された。
- 市場での模倣品の割合は急激には減少していないが、増加は食い止められており、効果が出始めている。

秘訣 1

具体的アクションに際しては、現場に近い現地会社が直接手を下すことなく、地域統括を通じて知財保護の専門弁護士事務所などの各種専門家を介在させ、リスクも考えた対応を取る。

秘訣 2

現地取り締まり当局との代理人を通じた緊密な情報交換を進める。

秘訣 3

各種製品の模倣されている状況に応じて、(使用済み製品の回収を進めるなど)個別に対応する。

秘訣 4

模倣品の存在を認識していない消費者に対して、状況を正しく認識してもらえよう。各種媒体で効率的にアピール。

被害事実

'99年中国からの輸入製品が多数市場に出回り始めたのを現地法人営業にて発見。その後現地法人ならびに特許事務所経由調査会社を使用しての市場調査（販売店調査）を実施。商標権侵害品、意匠権侵害品を特定する。特許庁への模倣品の鑑定依頼を行い、鑑定結果をもって行政官庁への摘発申請を行った。'99年より登録商標を使用した不正商品に対し現地知的財産法に則り、行政官庁による行政摘発活動を開始。商標権侵害品はその後市場から急激に減少していった。しかし商標を外した意匠権侵害品はその後市場内に継続的に存在していた。したがってその後の行政摘発の根拠を商標権侵害から意匠権侵害へ移行させた。意匠権侵害についても上記商標権侵害と同様なプロセスで行政摘発を実施。

対処策

市場監視では地道な調査と継続的な摘発活動が必要。調査は時に危険性を伴うことから、信頼できる特許事務所を経由して行うことが肝要。本来は製造元への摘発が市場からの模倣品排除には最も有効とわかってはいるものの、市場調査から製造元を特定するのはかなり困難なため、当面は販売店主体とする摘発活動を実施継続している。特に摘発活動は短時間での対応が可能であり、市場からの早急な模倣品排除を行うことは、顧客保護を第一に考えた場合大切。裁判という選択肢もあるが、アセアンでは解決までの時間がかかり長期化することもあり顧客へ模倣品がわたる危険性を排除できないことや、また司法制度の実効性や国民感情なども考慮する必要があることから、摘発活動に重点をおいている。他方、販売店への摘発活動は、時に大企業による小企業いじめと取られる可能性もあり、また工数のわりに摘発件数が少ない場合もあることから、将来は製造元への摘発活動へのシフトが求められる。

結果

'99年から開始した行政摘発活動により、'02年末の調査では、ある地域販売店で模倣品展示がほとんど消滅。その減少により模倣品の市場占有率も大幅に減少。しかしその2ヵ月後の調査で、同一地域販売店計17店149の模倣品展示を確認。その後再度摘発実施。このように再犯との戦いとなっているのが現状。これまでの実績では罰金が低額であったり、廃棄されるのは意匠権侵害の外観部品だけであったり、業務ライセンス停止が1ヶ月だけであったり、というように再犯を防止するような法律の罰則規定になっていない。その後も継続的に行政摘発を実施した結果、中国からの商標権侵害の輸入製品がほとんどみられなくなった。しかしその後模倣品も巧妙化し、意匠権もしくは特許権を中心とした摘発活動へと戦いも変化してきている。その中で継続的な摘発活動によって意匠権侵害や特許権侵害への対策も功を奏している。意匠権侵害の場合は大量の生産物が廃棄処分される（特許権侵害の場合も同様）。特に行政摘発活動においては行政側への啓発も忘れてはならない。様々な行政側イベントにおいて摘発の重要性ならびにその必要性、また摘発時の真贋チェックポイントを披露し行政への協力体制を常に意識して活動することが必要である。

秘訣 1

継続的な、法的対応が必要。一度の対応では法的な抑止効果が一時的で脆弱なため、再犯チェックを怠りなくすること。

秘訣 2

国民性や法文化も考慮し、法的対応による反応もあらかじめ調査の上、慎重に戦略を立てるべき。

秘訣 3

現地に信頼のできる法律事務所ならびに調査会社を見つけることは必須。

秘訣 4

模倣品はユーザーである一般市民の安全を脅かし、ひいてはその国の経済発展に影響することを政府に主張するためのロービー活動をあらゆる場で行う。（行政イベント、新聞、広告等）

その他特記事項

行政摘発には限界があることも念頭に置くこと。主に販売店の摘発を実施してきているが弱者が大企業がいじめているという構図になりかねない。その際には正当な権利での活動を主張し毅然とした態度を示すことが重要。

E社(自動車部品メーカー) 広い範囲の商標権取得で模倣商標に対処

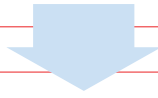
被害事実

'06年9月以前、E社製品と酷似した包装の同一品目の製品が出回っているのを発見。本模倣品は、E社の図形ロゴに酷似したマークに模倣業者の社名を入れた表示があり、製品型番はE社製品と同じで、包装箱デザインはE社のそれに酷似したカラーとストライプに製品の絵があしらわれたデザインであった。



対処策

地元代理店の協力により、模倣品のサンプルと領収書、販売者の名刺を入手。また相手側の倉庫も確認。(たまたまE社代理店倉庫の近くにあった)。E社は図形ロゴのマークや製品型番表示入り包装箱デザインの商標権を取得していたので、模倣品はこれらの商標権の侵害に当たると確信し、'06年9月に現地を管轄する州警察に被害届を提出。10月、警察は店舗と倉庫を家宅捜索し、800個の製品を押収、侵害者側の尋問を開始した。



結果

取調べが始まった直後、侵害者側は示談を提案。権利者側はこれに応じ、全国紙への謝罪広告の掲載、在庫の廃棄、賠償金の支払い、違約金条項への同意を条件に被害届を取り下げることに合意。12月、示談契約に署名し、全国紙に謝罪広告が掲載された。広告掲載費を含む賠償金が権利者に支払われた。

秘訣 1

E社が取得した商標権のカバー範囲がひろく、応用が利く権利取得をしていたのが功を奏した。すなわち、取得した商標は、E社が世界的な知名度を持つ図形とブランドを組み合わせたロゴのうちの図形部分のみのマークであった。今回、模倣品に付されていた商標がE社の図形ロゴに侵害者の社名を入れたものであったため、図形部分の商標で権利侵害との証言を得ることができた。

秘訣 2

また、他に製品型番表示を含む包装箱の展開図そのものも商標登録していたため、今回の模倣品が包装デザインをそっくり真似ていたことから、権利侵害の心証形成が容易であった。すなわち、執行機関の担当官にも判断のつきやすい形態の権利にしておくことも大切。

秘訣 3

現地代理店、現地法人の積極的な協力があり、事前の情報収集が十分にでき、早期通報につながった。

F社（東南アジア、化粧品メーカー）

ブランドイメージを守るため 種々の手法で模倣品を駆逐

被害事実

東南アジアでの商売は、模倣品との戦いである。島国のため、いたるところから模倣品が密輸され易く、賄賂も日常的に行われている。模倣品には2種類あり、国内製と中国からの密輸品である。中国からの密輸品はノーブランドで入り、現地での販売状況を見てブランドを印刷する。そのため、自社製品の容器に他者ブランドが印刷された商品に地方などで出くわすこともある。中国の模倣のレベルは年々向上しており、新発売の人気商品の模倣品はすぐ市場に並ぶ。他方、東南アジア製の模倣品は、シンジケートにより販売と生産が個別に管理されており、地方都市にて家内制手工業により製造されている場合が多い。また、東南アジアでは、使用済空容器を回収し、低品質の模倣品を詰め替えし販売されている。これは、特に地方都市の村落の市場で見られるが、購入者には模倣品と承知していながら、安価で「F社」ブランド品欲しさに購入している例もある。

対処策

1. 模倣相手に「手強い」との認識を持たせる

模倣品が出回る情報を入手したら、事前にその地区の卸売業者に対してバーゲンセールなどを行い、模倣品を購入する資金を先に拠出させてしまう。模倣品製造業者は、自転車操業しているため、資金が回収されないとすぐ倒産してしまう。このようにして同業者に「F社は手強い」との認識を持たせるとF社製品の模倣品は製造しなくなる。

2. 購入者がすぐに模倣品と判断できる工夫（種々の組み合わせを定期的実施）

- ① パッケージのデザインを定期的に変更する
- ② 透かし入りなどの特殊なフィルムを商品包装に用いる
- ③ 小袋製品を商品に同梱する

3. 関係者とのネットワーク作り

① 全国の流通関係者

平素より卸売り業者を大切にし、模倣品の情報源になってもらっている。万一、模倣品を扱ったことが判明したら、一時的に商品出荷を制限するなどのペナルティを与える場合もある。（商品が入荷できないと小売りに卸せないため、他の卸売業者に顧客を奪われることになり大変な痛手となる。）

② 税関

模倣品の水際措置として税関の役割は重要。それ故、主要な税関と平素よりネットワークを構築し、F社製品と疑わしい製品の大量輸入の情報があれば事前に連絡してもらうなどとしている。

結果

警察による模倣品の差し押さえや製造・販売会社に対する裁判などを行うと共に、税関などと共同した水際の対応、更に模倣されない努力、市場に出回らない努力、営業管理などを複合させる事により、模倣対策に成功した事例。ただ、知財関連の法整備、的確な施行など現地政府には時間をかけてでも確実な模倣対策の実施が期待される。

秘訣 1

模倣品は、経済レベルが高まると消費者は品質本位の考えとなるので、次第に無くなっていくもの。模倣品は、一つの「有名税」と考える。それ故、経済レベルが高まるまで我慢し、くさらずイチごっこに取り組むこと。

秘訣 2

模倣対策は、まず、自らが取り組むべきものと心得、模倣相手が嫌がること、かつ、即効性のあることを徹底的に行う。

秘訣 3

商品上、ブランドイメージが非常に大切。同じ品質・価格でもブランドがなければ売れないもの。だから、ブランドイメージを守るために模倣対策に全力を尽くす。

秘訣 4

模倣対策は、ブランドイメージを守るためのものなので、そのための支出は必要経費として惜しまない。

秘訣 5

ニセモノを本物にしないために、商品リニューアルのタイミング・販売価格・新機能など政策の自由度を確保するための対策と認識すること。

各国別 昨今の法執行事例

1 フィリピン



ある商標権者は、靴メーカーに商標をライセンスしたが、その後契約を解約した。しかし、靴メーカー側が、その後も当該商標を付した靴の製造を無断で続けたため、商標権者が一斉摘発に踏み切ったもの。摘発により、数千個の模倣品が見つかった。

しかし、差し押さえから7年経過しても、刑事訴訟が始まらない。フィリピンでは、合法的な訴訟手続きの引き伸ばしが行われることがあり、侵害者の起訴が遅れる恐れもある。法廷への起訴決定権をもつ法務省（DOJ）において、予備捜査手続が継続中のままの事件もある。その間も保管費用はかさんでいく。DOJの予備捜査が行われている間に、当事者が和解するための機会が設けられることもあるが、本件では和解に至らなかった。こうした状況を勘案すれば、知的財産権者は、できるだけ穏便で迅速な問題解決を試みるのも、一つの手である。

また、課された刑事罰に執行猶予がつき、侵害者を収監できないこともある。さらに、フィリピンの裁判では、概して、知的財産権者に対する損害賠償額を抑える傾向がある。しかし、一斉検挙の直後に和解が成立すれば、知的財産権者は、損害を回復し、侵害者に謝罪広告を発表させ、経費を抑えることもできる。

2 ベトナム



米国系企業（以下、「A」）は、ベトナムで15年以上登録している有名な商標の権利者だが、ハノイに、当該商標を不正に使用し、模倣品を販売している店（以下、「B」）があることに気付いた。Bは店内に看板を掲げ、そこにAとの関係性をうかがわせる商号を記載し、Bがベトナムで唯一のAの正規販売店であるかのような表示をしていた。さらに、Bがその商号を登録していたことも判明した。

Aは2006年、現地代理人を通じ、国家知的財産庁（NOIP）に対して、Bによる商標権侵害を申立てたところ、NOIPは、Bが商標権侵害と不正競争を犯していることを確認する公文書を発行した。Aの代理人は公文書をハノイ市の市場管理局（MMB）に持参し、偽商標を付したBのすべての模倣品をレイドして差し押さえるよう要請。ハノイ市MMBは決定書を公布して、Bを行政摘発した。

Bの侵害行為を確実に停止させるため、Aの代理人は、Bが登録した商号を無効にする請願をハノイ市計画・投資局（DPI）に提出した。約2週間後、ハノイ市DPIは、商務登録に関する政令に基づき、Bに企業名の変更を要請する公文書を公布した。

正規ライセンス業者を装い模倣品を販売するという、悪質な事例であったが、Aと代理人がタイミングを逃さず対応したことで、被害は限定的で済んだ。

3 タイ



タイ税関の職員は、バンコク国際空港で、著名デザイナーのラベル付きブランドバッグが数千点入った空輸貨物を押収した。そのバッグは海外で生産され、タイの輸入業者によって輸入されたものだった。

その税関職員は、税関用に特別に考案されたリスク・アセスメント手法を用いて、これらが模倣品を内包した貨物である可能性が高いことを見抜いたのである。貨物のなかのコンテナを無作為に調べたところ、様々なブランドネームのバッグを見つけ、それらが模倣品ではないかと疑われたことから、その貨物を一時留置した。

しかし、税関職員は、それらが模倣品かどうか自ら確証を得られないため、該当すると思われる権利者の代理人を召喚し、模倣品かどうかを確認させた。

知的財産権者の代理人は、バッグが模倣品であることを確認し、輸入業者への制裁を申請したことから、税関はその貨物への永久留置命令を出し、商標法と関税法にもとづき、商標権の侵害と輸入禁制品の輸入に対する行政処分を課すことを発表した。

押収されたバッグは後日、一定期間内に押収された他の模倣品とともに一斉に破壊された。しかし、押収がわかると同時に輸入業者が営業を閉鎖し、首謀者が失踪してしまったため、残念ながら輸入業者へ罰金を課すことはできなかった。差止め貨物が多大だったことから、押収によって輸入業者が廃業したためと考えられる。

4 マレーシア



ある企業（以下、「A」）は、1988年、調味料の製造・販売業を開始したが、その調味料には、1976年より前から商標権者Bによって使用され、信用と評判を獲得してきた商標を、Bの許諾を受けて使用していた。

他方、また別の企業（以下、「C」）も、同様の商品を製造・販売しており、当該商標を模倣したように見える商号を使用してきた。

AはCを、Cの製品をAの製品であると購入予定者に思わせ、不当にAの信用、名声、商業的優位性を盗用していると主張し、Cを詐称通用（パッシング・オフ）で訴えた。一方Cは、当該調味料についてこの商標を使用したのはCが先であり、商標自体もC独自のものと主張した。

詐称通用を立証するためには、原告Aは以下を証明しなければならない。

- (1) 原告がその商標の評判と信用をすでに獲得している
- (2) 被告の行為が現に公衆に混同を引き起こしている
- (3) 原告がそのビジネスまたは信用に損害を被った又は損害を被るおそれがある。

まず、その調味料に当該商標を使用したのは、Cが先ではないことが証明された。たとえ先に使用していたとしても、類似する商標が同一業種内で使用されることにより混乱が生じるから、Cは必ずしも当該商標を使用できる権利を有さない。

また本件では、業務上の信用が、権利者自身ではない、使用許諾を受けただけのAに帰属するかも問題となったが、信用は事業に付随すると判断された。Aはこの商標を使用して事業を運営し、信用と評判を得て維持しているのだから、商標が侵害されれば、直接的に被害を被るのはAであり、したがって商標の業務上の信用はAに所属するとされた。

さらに、Aが被る又は被り得る損害について、Aは、自己の業務上の信用が傷つけられた、もしくは低減したことを立証できた。Cの製品は、Aの信用と評判に対する消費者の見方に影響を及ぼす可能性があるし、Cがこの商標を使用した結果としてAが自身の事業の転換を迫られたことから、被告が、ビジネス面でAを不当に利用したことは明らかである。

Cは、同一商標を使用しはじめた時にはAが商標の業務上の信用をまだ得ていなかったことや、Aの暗黙の同意があったこと、さらには当該商標の使用をめぐるAを詐称通用として反訴するなどの応酬をした。しかしながら、最終的には、AがCに対して詐称通用事件としての立証に成功した。

5 シンガポール



立体看板や容器の特殊な形状などに関する立体商標は、1999年の新商標法で新たに登録できるようになった（注：最新の商標法は2004年に施行）。

ある管具メーカー（以下、「A」）は、旧商標法のもとで2次元の商標権（以下、「B」）を取得していたが、新商標法施行後にBに似た形状の管具を販売した企業（以下、「C」）を、商標権Bを侵害したとして訴えた。これに対し、被告Cは侵害を否定し、商標権Bは原告Aが市場で使用していないため無効だと反訴した。

高等裁判所はまず、以下の見解を示した。旧商標法から新商標法への移行に伴い、旧商標法上で登録された2次元商標が立体商標へ自動的に拡大するわけではない。しかし、もし2次元商標が、標識形状を適正に表現する意図をもち、それに応じて描写されていれば、新商標法に基づく新たな出願をしなくても、2次元商標の登録は立体的な侵害に対して有効な、追加的権利へと拡張される可能性を有するべきである。

しかし、法廷は、商標権Bを無効とすべきだとした。実際、商標Bは、際立った特徴に影響を与える変更や修正を加えられて使用されてきており、今や登録の際に描かれた形状とは異なるため、必要な期間にわたり商標Bが使われてきたとはいえないためだ。

また法廷は、商品の混同の有無について、登録商標Bと模倣商標の比較を重要としつつも、主張された類似性から混同のおそれが生じるかどうかには焦点をあてるべきであり、混乱につながる要素を広い視点から検討する必要があるとした。法廷はこれを、欧州裁判所が、登録商標と模倣商標の比較にあたっては全要素について「包括的評価」を行うべきとしてきたことと合致すると考えた。したがって法廷は、商品購入者（配管工等）の性質、AとCの製品の価格差（Cは極めて安価）、両者の包装や販売の方法（Cの包装は目立ち、価格の違いから別の棚で売られていた）といった要素も広く検討し、本件については、商品の混同の恐れは全く無しと判決した。

本判決は、新商標法の解釈と適用をめぐる問題と同様、登録商標の使用および旧商標法のもので登録されていた2次元商標の位置づけについての重要な問題を解消するのに役立っている。また、混同の有無の判定基準を打ち出した、画期的な判決であった。

6 インドネシア



日本製の電気製品に用いられている有名な商標（以下、「A」）の不正使用に関する事件があった。電気製品本体にはAとは別の商標が付されているが、電源を入れると商標Aだけが画面に表示され、「Aによる技術」というフレーズが表われるというものであった。

Aの権利者（以下、「B」）は、上記商品が、登録済みの商標権もしくは他の権利を侵害するかどうか、確信がもてなかった。そこでBは、警察へ刑事告発して、本件を試すことにした。

警察は刑事告訴を進めることにしたが、立件には、実際に商標権侵害行為があることを確認するための鑑定人の意見書を、商標局から意見書を入手する必要がある。

商標法は、登録商標が、同一もしくは類似の模倣品について使用された場合には、不正使用となると規定している。鑑定人は、商標Aは、電気製品そのものに付されてはいないが、製品を操作すると画面に商標が表示される場合も、不正使用の延長にあると解釈できるという意見書を作成した。

鑑定人から協力的な意見を得た警察は、問題の電気製品を販売する複数の小売業者に対して摘発を行い、大量の製品を証拠品として押収した。そして、刑事訴追のため本件を検察官に引き渡した。

裁判所は、商標Aの使用が適切な許可を得ていないことに同意し、判決を下したが、商標法に規定されている厳しい刑事制裁までは盛り込まなかった。

7 インド



英国系のある大手消費者製品メーカー（以下、「A」）は、数十年間にわたり、インドで製造販売に従事してきた。同社所有の複数の登録商標は、消費者にもよく知られている。

Aの商標は、他と比べてカラフルな包装、デザインと構造になっている点が特徴的であり、品質の良さとあいまって、全国的に評価を得たものである。

Aおよび代理人らは、この商標と同一文字列の商標を付した模倣品を輸入しようとしたBを相手取り、永久差し止め命令を発するための訴訟を起こした。

結局この事件では、商品はまだ通関しておらずインド市場に流通していなかったが、審理の結果、裁判所は、商品到着後、税関が通関解放する7日前までに税関は原告に通知しなければならないとする指令を下した。

第 5 章

困ったときは？

ジェトロ知的財産保護関連サービス

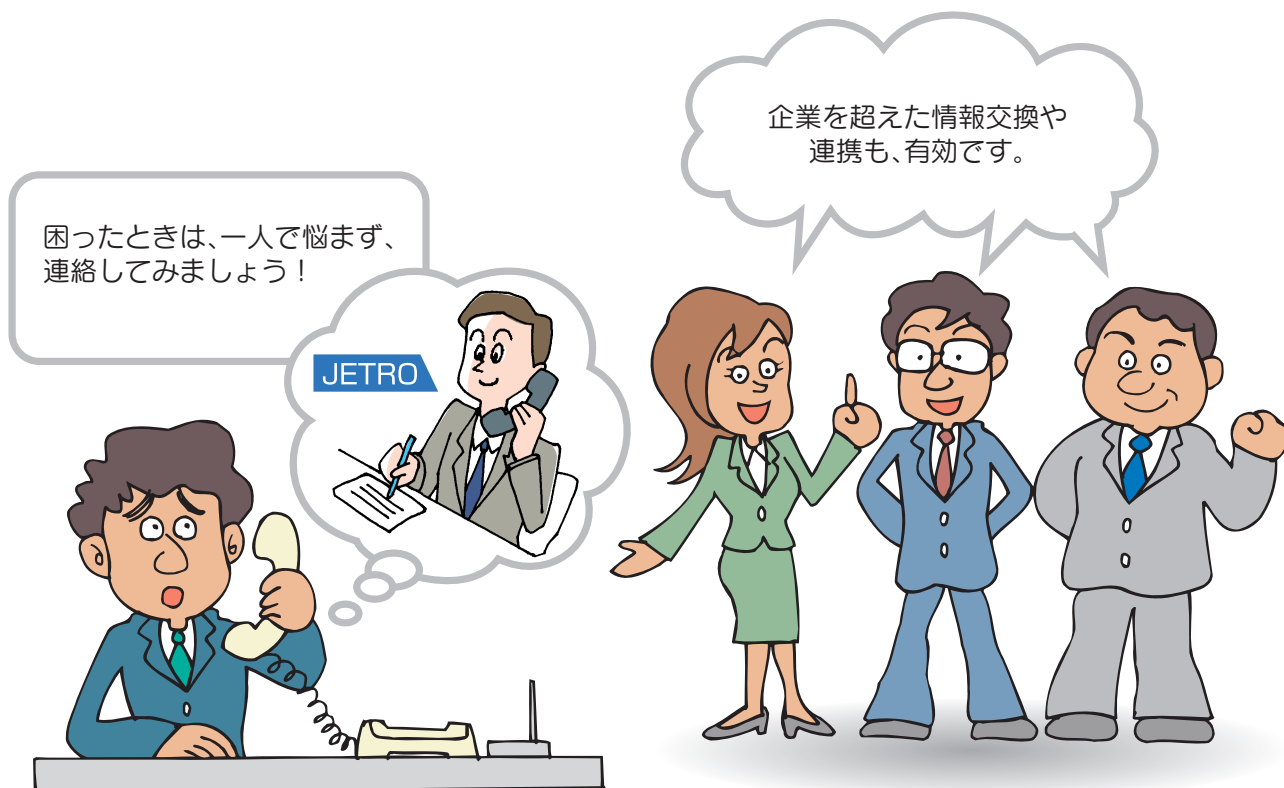
P.70

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

P.72

政府相談窓口

P.72



ジェトロ知的財産保護関連サービス

ジェトロでは、国内外のネットワークを駆使して、企業の皆様の海外における知的財産の保護を支援しています。

これから海外進出や外国企業との取引を計画され、予め知的財産の保護やリスク回避を検討されている方、また既に現地にて知的財産問題でお困りの方は、ジェトロをご利用下さい。

1 セミナー・講演会の開催

開催予定は、ウェブ (<http://www.jetro.go.jp/events/seminar/>) やメール、FAXでご案内致しております。



2 資料のご提供

ニセモノ対策の基礎の把握や実務に役立つ情報を収集し、ご提供いたしております。

●資料の例

はじめての海外模倣対策ハンドブック
ビデオ／DVD

「はじめよう！ニセモノ対策in CHINA」
各国別模倣対策マニュアル、判例・事例集
(本冊子で扱った7国を含む計17カ国) 等



3 知的財産関連相談の受付

電話・Eメールでのご相談、来訪されてのご相談(要予約)をお受けしています。



4

情報交換会（知的財産権問題研究会：IPG等）の開催

東京では、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）のプロジェクトの一つとして、情報交換会を定期的に行っています。また海外8都市でも、日本商工会の活動や特許庁委託事業の一環として、現地進出日系企業による知的財産権問題研究会（IPG）等の情報交換会を開催しています。

- 開催地：東京、バンコク、ニューデリー、ジャカルタ、ホーチミン、北京、上海、広東、モスクワ（07年3月現在）



インドネシア官民合同投資フォーラムでのジャカルタジャパンプラブ IPR問題検討会とインドネシア国家IPRチームとの会合

会合名	開始時期	事務局／幹事
国際知的財産保護フォーラム 第3プロジェクト 情報交換会	02年 6月～	本部（東京）知的財産課
バンコクIPG	07年 3月～	バンコク・センター
インド知的財産ワーキンググループ	06年10月～	ニューデリー・センター
ジャカルタジャパンプラブ インドネシアIPR問題検討会	06年12月～	ジャカルタ・センター
ホーチミンIPG	06年 6月～	ホーチミン事務所
中国日本商会 北京IPG	00年 5月～	北京センター
上海IPG	02年 9月～	上海センター
広東IPG	05年 8月～	広州事務所
知財問題をめぐるワークショップ	05年 6月～	モスクワ・センター

5

お問い合わせ先

国内在住のお客様：本部（東京）知的財産課か、最寄の国内事務所まで
海外在住のお客様：最寄の海外事務所まで

本部（東京） 知的財産課

住所：〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
電話：03-3582-5198 FAX：03-3585-7289 E-mail：CHIZAI@jetro.go.jp
Web：http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/

国内事務所一覧

<http://www.jetro.go.jp/jetro/offices/japan/>

海外事務所一覧

<http://www.jetro.go.jp/jetro/offices/overseas/>
本冊子で扱った7国においては、マニラ、ハノイ、ホーチミン、バンコク、クアラルンプール、シンガポール、ジャカルタ、ニューデリー、バンガロール、ムンバイに事務所があります。



ジェトロ本部（東京） 総案内

国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)

模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し一致協力して行動し、知的財産保護の促進に資することを目的として、02年4月16日に発足しました。現在4つのプロジェクトチームにおいて具体的な活動を行っています。

第1プロジェクト（提言・要請のフォローアップ）

官民合同訪中代表团（ミッション）の派遣
先進諸国の関連団体との連携、協力関係を強化

第2プロジェクト（ミッション未派遣国・地域への対応）

第3プロジェクト（情報交換）

第4プロジェクト（人材育成、普及啓発）

IIPPF事務局（ジェトロ本部（東京） 知的財産課内）

住所：〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
電話：03-3582-5396 FAX：03-3585-7289 E-mail：IIPPF@jetro.go.jp
Web：http://www.iipf.jp/

政府相談窓口

政府模倣品・海賊版対策総合窓口（経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室）

電話：03-3501-1701 E-mail：seihumohoumadoguchi@meti.go.jp

特許庁総務部国際課模倣品対策班

電話：03-3503-4698 E-mail：nisemono110@jpo.go.jp

【 特許庁委託 】

アセアン・インド知財保護ハンドブック

【 著作者 】

日本貿易振興機構（ジェトロ）

* なお、掲載した情報の収集及び編集には、
Baker & McKenzie, Ltd.のご協力をいただきました。

【 発行 】

日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
TEL:03-3582-5198 FAX:03-3585-7289

2007年3月発行 2007年8月第2版発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2007年8月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正や名称変更等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著作者の判断によるものです。が、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りいたします。

JETRO

日本貿易振興機構 (ジェトロ)